

## 第4章 多様な農業生産を支えるヒト・農地・技術

## 1 水田経営所得安定対策

## (1) 取組の概要

農業従事者の減少・高齢化などにより、我が国の農業、特に米、麦、大豆等の土地利用型農業のぜい弱化が進む中で、土地利用型農業の体質強化を加速的に進めるとともに、WTOにおける国際規律にも対応し得るよう、従来、品目別に講じていた支援策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図る品目横断的経営安定対策が平成19年（2007年）4月から導入されました。なお、同年12月には、生産現場からの意見・要望を踏まえて、名称を水田経営所得安定対策とし、運用改善等の見直しが行われたところです。

## (2) 2009年産の加入状況

平成21年産（2009年産）については、3,590経営体（うち、認定農業者3,292、集落営農組織298）からの加入申請があり、前年と比較すると141経営体（うち、認定農業者139、集落営農組織2）の増加となりました。

また、品目別の作付計画面積は米2万2,537ha、4麦8,052ha、大豆2,839haとなり、前年と比較すると米1,405ha、4麦109ha、大豆25haの増加となりました（表Ⅱ-4-1、表Ⅱ-4-2）。

表Ⅱ-4-1 2009年産の加入状況（経営形態別申請経営体数）

単位：経営体

|        | 計     | 認定農業者 |       |     | 集落営農組織 |             |            |
|--------|-------|-------|-------|-----|--------|-------------|------------|
|        |       | 小計    | 個人    | 法人  | 小計     | 特定農業<br>団 体 | 準ずる<br>組 織 |
| 鳥 取 県  | 228   | 189   | 140   | 49  | 39     | -           | 39         |
| 島 根 県  | 574   | 493   | 371   | 122 | 81     | 68          | 13         |
| 岡 山 県  | 495   | 482   | 442   | 40  | 13     | -           | 13         |
| 広 島 県  | 341   | 336   | 190   | 146 | 5      | 1           | 4          |
| 山 口 県  | 765   | 680   | 581   | 99  | 85     | 79          | 6          |
| 徳 島 県  | 65    | 65    | 54    | 11  | -      | -           | -          |
| 香 川 県  | 500   | 439   | 383   | 56  | 61     | 60          | 1          |
| 愛 媛 県  | 521   | 507   | 458   | 49  | 14     | 4           | 10         |
| 高 知 県  | 101   | 101   | 97    | 4   | -      | -           | -          |
| 中国・四国計 | 3,590 | 3,292 | 2,716 | 576 | 298    | 212         | 86         |

資料：中国四国農政局調べ

注：1） 認定農業者の中には、法人化された集落営農組織（例：特定農業法人）が含まれている。

2） 本結果表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件等内容に係る審査は行っていないため、全ての経営体が交付対象者となるわけではない。

表Ⅱ－４－２ 2009年産の加入状況（品目別作付計画面積）

単位：ha

|        | 米      |        |        | 4 麦   |       |        | 大豆    |       |        |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
|        | 小計     | 認定農業者  | 集落営農組織 | 小計    | 認定農業者 | 集落営農組織 | 小計    | 認定農業者 | 集落営農組織 |
| 鳥 取 県  | 1,849  | 1,521  | 328    | 109   | 78    | 31     | 544   | 330   | 215    |
| 島 根 県  | 4,119  | 2,977  | 1,141  | 630   | 307   | 323    | 574   | 402   | 173    |
| 岡 山 県  | 2,078  | 2,018  | 60     | 2,303 | 2,201 | 102    | 298   | 236   | 62     |
| 広 島 県  | 3,344  | 3,321  | 23     | 133   | 133   | -      | 407   | 383   | 24     |
| 山 口 県  | 5,305  | 4,256  | 1,049  | 939   | 719   | 221    | 558   | 400   | 158    |
| 徳 島 県  | 168    | 168    | -      | 125   | 125   | -      | 10    | 10    | -      |
| 香 川 県  | 3,850  | 1,265  | 2,585  | 2,114 | 1,252 | 862    | 75    | 75    | 0      |
| 愛 媛 県  | 1,505  | 1,450  | 54     | 1,693 | 1,475 | 217    | 258   | 169   | 89     |
| 高 知 県  | 319    | 319    | -      | 7     | 7     | -      | 113   | 113   | -      |
| 中国・四国計 | 22,537 | 17,296 | 5,241  | 8,052 | 6,297 | 1,756  | 2,839 | 2,118 | 721    |

資料：中国四国農政局調べ

- 注：１） 認定農業者の中には、法人化された集落営農組織（例：特定農業法人）が含まれている。
- ２） 本結果表の数値は加入申請を行った経営体の数値であり、交付金の交付要件等内容に係る審査は行っていないため、全ての経営体が交付対象となるわけではない。
- ３） 作付計画面積は、加入申請を行った経営体の2009年産作付予定面積であり、交付金の支払対象とならないピール用大麦、黒大豆や自家消費用等が含まれることから、実際に交付金の支払対象となる面積とは一致しない。
- ４） ラウンドの関係で数値が一致しないことがある。

### （３）今後の推進に向けて

農政局では、制度についての理解の促進や事務手続きの周知徹底のために推進パンフレットや経営安定対策だよりを作成・配布するとともに、農業者の利便を図るため、市町村、ＪＡ、普及組織等と連携して加入申請受付時には出張受付・出張説明会等を実施しました。

今後は、すでに加入している者が継続して加入することや加入の見込みがある経営体を中心に加入に向けた働きかけを実施するとともに、集落営農の組織化等を通じた担い手の育成・確保等についても取り組むこととしています。

## 2 担い手の育成・確保対策

(1) 認定農業者制度<sup>1</sup>の推進

## ア 認定農業者数

## 認定農業者数の割合は、全国に比べ低い

中国・四国地域における認定農業者数は、平成20年（2008年）3月末現在で21,585（うち法人1,538）経営体と全国の8.8%を占めています。また、認定農業者数を県別にみても、愛媛県が4,895経営体（管内の22.7%）と最も多く、次いで高知県の3,712経営体となっています。さらに、主業農家に占める割合をみても、全国が57.3%であるのに対し、中国・四国地域は50.4%と低い状況にあります（表Ⅱ-4-3）。

表Ⅱ-4-3 認定農業者数（2008年3月末現在）

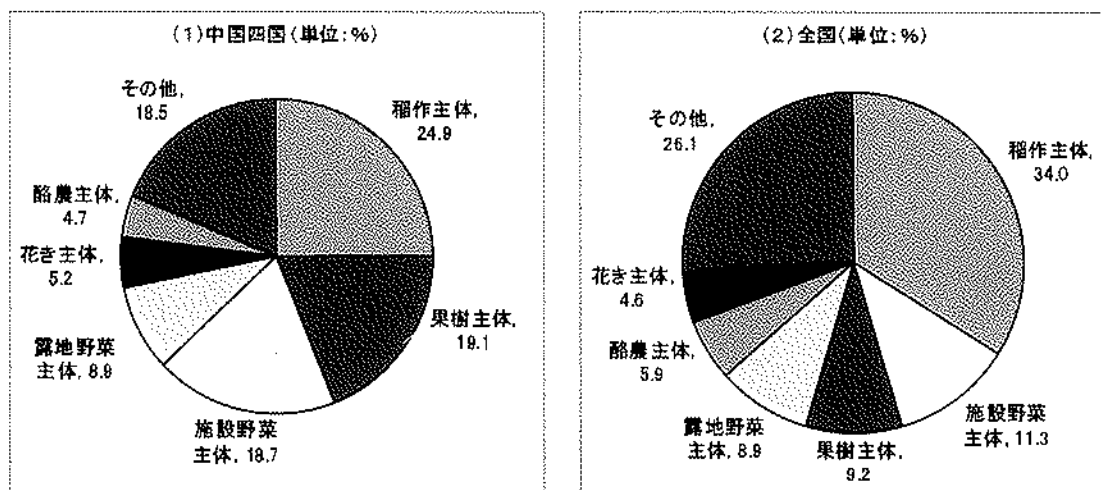
| 区 分    | 市町村数  | 認定農業者<br>(A) (%) |        | うち法人   |              | 主業農家<br>(B) | 主業農家に<br>占める認定<br>農業者の割<br>合<br>(A/B) |
|--------|-------|------------------|--------|--------|--------------|-------------|---------------------------------------|
|        |       |                  |        |        | うち特定<br>農業法人 |             |                                       |
| 鳥取県    | 19    | 1,168            | (5.4)  | 97     | 17           | 3,427       | 34.1                                  |
| 島根県    | 21    | 1,262            | (5.8)  | 185    | 49           | 2,588       | 48.8                                  |
| 岡山県    | 27    | 3,357            | (15.5) | 192    | 3            | 4,770       | 70.4                                  |
| 広島県    | 20    | 1,356            | (6.3)  | 279    | 128          | 3,998       | 33.9                                  |
| 山口県    | 19    | 1,525            | (7.1)  | 169    | 65           | 3,153       | 48.4                                  |
| 徳島県    | 24    | 2,650            | (12.3) | 110    | 1            | 5,496       | 48.2                                  |
| 香川県    | 16    | 1,660            | (7.7)  | 155    | 5            | 3,517       | 47.2                                  |
| 愛媛県    | 20    | 4,895            | (22.7) | 266    | 9            | 8,614       | 56.8                                  |
| 高知県    | 34    | 3,712            | (17.2) | 85     | 1            | 7,287       | 50.9                                  |
| 中国・四国計 | 200   | 21,585           | (100)  | 1,538  | 278          | 42,850      | 50.4                                  |
| 全国計    | 1,800 | 246,035          |        | 13,228 | 714          | 429,467     | 57.3                                  |

資料：中国四国農政局調べ（主業農家は2005年農林業センサス）

次に、認定農業者数を営農類型別にみると、稲作主体の割合が24.9%（全国34.0%）と最も多く、次いで果樹主体が19.1%（同9.2%）、施設野菜主体が18.7%（同11.3%）となっています。なお、これを県別にみると、愛媛県では果樹主体の割合が48.6%、高知県では施設・露地野菜主体が74.6%、山口県では稲作主体が43.5%と、特徴が表れています（図Ⅱ-4-1、表Ⅱ-4-4）。

<sup>1</sup> 認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度です。

図Ⅱ－４－１ 営農類型別認定農業者数（2008年3月末現在）



資料：中国四国農政局調べ

表Ⅱ－４－４ 各県別主な営農累計別認定農業者の区分（2008年3月末現在）

(単位：経営体)

|        | 鳥取           | 島根           | 岡山             | 広島           | 山口           | 徳島           | 香川           | 愛媛             | 高知             | 計              |
|--------|--------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 稲作主体   | 330<br>28.4% | 429<br>35.6% | 1,436<br>43.0% | 256<br>19.9% | 639<br>43.5% | 551<br>21.7% | 831<br>51.5% | 661<br>13.9%   | 70<br>2.0%     | 5,203<br>24.9% |
| 果樹主体   | 145<br>12.5% | 180<br>14.9% | 509<br>15.3%   | 228<br>17.7% | 138<br>9.4%  | 128<br>5.0%  | 107<br>6.6%  | 2,305<br>48.6% | 261<br>7.3%    | 4,001<br>19.1% |
| 施設野菜主体 | 82<br>7.1%   | 120<br>10.0% | 258<br>7.7%    | 215<br>16.7% | 96<br>6.5%   | 210<br>8.3%  | 141<br>8.7%  | 382<br>8.1%    | 2,408<br>67.6% | 3,912<br>18.7% |
| 露地野菜主体 | 131<br>11.3% | 25<br>2.1%   | 191<br>5.7%    | 36<br>2.8%   | 55<br>3.7%   | 925<br>36.4% | 87<br>5.4%   | 164<br>3.5%    | 251<br>7.0%    | 1,865<br>8.9%  |

資料：中国四国農政局調べ

## (2) 法人化の推進

## ア 農業生産法人の設立状況

## 中国・四国地域の農業生産法人は引き続き増加傾向

平成21年(2009年)1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,329法人で、前年に比べ9.6%増加しており、前年の14.1%の増加に引き続き大幅な増加となっています。

前年に比べて増加数が多い県は、広島県46法人、山口県15法人、島根県13法人の順となっています。また、各県別の法人数についてみると、広島県295法人、島根県及び愛媛県で197法人と、この3県で中国・四国地域全体数の51.8%を占めています(表Ⅱ-4-5)。

表Ⅱ-4-5 県別農業生産法人数の推移

(単位:法人)

| 区分        | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年  | 2009年  |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 鳥取県       | 63    | 70    | 67    | 75    | 83     | 90     |
| 島根県       | 112   | 127   | 146   | 164   | 184    | 197    |
| 岡山県       | 89    | 101   | 100   | 112   | 115    | 122    |
| 広島県       | 185   | 197   | 204   | 220   | 249    | 295    |
| 山口県       | 72    | 82    | 81    | 99    | 130    | 145    |
| 徳島県       | 65    | 61    | 62    | 61    | 70     | 71     |
| 香川県       | 66    | 70    | 77    | 110   | 121    | 124    |
| 愛媛県       | 164   | 160   | 154   | 156   | 185    | 197    |
| 高知県       | 57    | 65    | 54    | 66    | 76     | 88     |
| 中国四国計     | 873   | 933   | 945   | 1,063 | 1,213  | 1,329  |
| 対前年増減率(%) | 6.7   | 6.9   | 1.3   | 12.5  | 14.1   | 9.6    |
| 全 国       | 7,383 | 7,904 | 8,412 | 9,466 | 10,519 | 11,064 |
| 対前年増減率(%) | 6.2   | 7.1   | 6.4   | 12.5  | 11.1   | 5.2    |

資料:農林水産省経営局調べ

注:各年1月1日現在の法人数。

## イ 農業経営の法人化

## 効率的・安定的な農業経営のため一層の法人化を推進

農業経営の法人化は、一定の事務処理、金銭面での負担が必要となるものの、家計と経営の分離による経営の明確化、経営者の意識改革、取引上の信用力の向上、資金調達枠の拡大等の経営上のメリットが大きいことから、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けた有効な取組です。

このため、農政局においても、個別の農業経営の現状を踏まえつつ、「担い手アクションサポート事業」等の担い手支援施策を活用して、関係機関と連携しつつ、農業経営の法人化、既存法人のフォローアップ、経営改善の支援を行っているところです。

## 《 農業法人に対する支援策 》

農業法人に対しては、担い手アクションサポート事業等により、様々な支援策を講じています。

- a 法人化志向者に対する啓発普及を図るための説明会の開催
- b マーケットリサーチ等による消費者及び食品製造業者等のニーズに関する情報提供
- c 商品開発に向けた取組に関する情報提供
- d 地域特産品等の商品の食品産業及び外食産業関係者との結びつけを行う商談会の開催
- e 農業法人への就農を促進するため、合同就農説明会の開催、農業インターンシップの実施等
- f 県農業公社（農地保有合理化法人）が農地を農業生産法人に現物出資し、出資持分を構成員に計画的に分割譲渡する事業の実施
- g 認定農業者の経営改善を支援するための長期・低利の制度資金の融通

## 集落営農組織の組織化・法人化の推進

中国・四国地域は、中山間地域が大宗を占めており、個別経営体による利用集積が極めて困難であることから、従来より集落営農の取組が盛んです。

平成 21 年（2009 年）3 月末現在の特定農業法人<sup>1</sup>数は、広島県が全国第 1 位で 144 法人、島根県が第 2 位で 88 法人、中国・四国地域総数で 337 法人となっており、全国（793 法人）の 42.5%を占めている状況にあります（表Ⅱ－4－6）。

<sup>1</sup> 特定農業法人とは

担い手不足が見込まれる地域において、

- ① その地域の農地の過半を集積する相手方として一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た法人で、
- ② 地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという特別な性格を有する農業法人  
（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項）

このような中、農政局では、経営の継続性の確保、経営の発展がなされるよう、「特定農業法人・集落営農サミット」の開催による啓発や集落営農法人との意見交換会を実施するとともに、「集落営農法人化等緊急整備推進事業」の広範な実施により、法人化に際して必要な施設・機械の整備支援等を行うなど、集落営農の組織化・法人化を強力に推進しています。【「特定農業法人・集落営農サミット」はP159 参照】

表Ⅱ－４－６ 特定農業法人の設立状況（2009年3月末現在）

| 県 名 | 特定農業法人数(全国に占める割合(%)) |
|-----|----------------------|
| 鳥取県 | 17 (2.1)             |
| 島根県 | 88 (11.1)            |
| 岡山県 | 5 (0.6)              |
| 広島県 | 144 (18.2)           |
| 山口県 | 66 (8.3)             |
| 徳島県 | 1 (0.1)              |
| 香川県 | 5 (0.6)              |
| 愛媛県 | 10 (1.2)             |
| 高知県 | 1 (0.1)              |
| 計   | 337 (42.5)           |
| 全 国 | 793 (100.0)          |

資料：中国四国農政局調べ

## (3) 集落営農の推進

## 集落営農が盛んに取り組まれ、地域農業の重要な担い手に位置付け

## ア 概況

中国・四国地域では、集落の合意に基づき農業生産活動等を行う集落営農の取組が盛んであり、農政局で行った「集落営農実態調査」によれば、平成 22 年（2010 年）2 月 1 日現在の中国・四国地域における集落営農の数は 2,137<sup>1</sup>となっています。

集落営農には、機械の共同利用によるコスト低減、共同作業による高齢者等の作業負担の低減、耕作放棄地の抑制等の利点があり、また、地域農業の担い手としても重要な役割が期待されています。

## イ 特定農業団体

管内の特定農業団体<sup>2</sup>数は、225 団体（平成 21 年（2009 年）3 月末現在）と、全国（1,845 団体）の 12.2%を占めており、特に、山口県（82 団体）、島根県（70 団体）及び香川県（61 団体）において、顕著な数となっています（表Ⅱ－4－7）。

表Ⅱ－4－7 特定農業団体の設立状況（2009 年 3 月末現在）

| 県 名 | 特定農業団体数(全国に占める割合(%)) |
|-----|----------------------|
| 鳥取県 | 3 (0.2)              |
| 島根県 | 70 (3.8)             |
| 岡山県 | 2 (0.1)              |
| 広島県 | 2 (0.1)              |
| 山口県 | 82 (4.4)             |
| 徳島県 | 0 (－)                |
| 香川県 | 61 (3.3)             |
| 愛媛県 | 5 (0.3)              |
| 高知県 | 0 (－)                |
| 計   | 225 (12.2)           |
| 全 国 | 1,845 (100.0)        |

資料：中国四国農政局調べ

<sup>1</sup> 農林水産省「集落営農実態調査」（平成 22 年 2 月 1 日現在）

<sup>2</sup> 特定農業団体とは

担い手不足が見込まれる地域において、

① その地域の農地面積の 2/3 以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりを持つ地域の地権者の合意を得た任意組織であって、農業法人となることが確実と見込まれ、

② 地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織

（農業経営基盤強化促進法第 23 条第 4 項）

## ウ 集落営農推進に向けた取組

## 「平成 21 年度特定農業法人・集落営農サミット」を開催

集落営農の組織化・法人化と経営の発展のポイントを探り、地域農業の担い手として今後とも機能させていくため、平成 21 年（2009 年）8 月 6 日から 7 日にかけて、山口県長門市外において、「特定農業法人・集落営農サミット」を開催したところです。

このサミットにおいては、「特定農業法人の経営の複合化・多角化を目指して」をテーマとして、異業種との提携等も活用した新規作物の導入、農産物の加工販売、新たな販路の開拓等、他に先がけて経営の複合化・多角化に向けた先進的な取組の事例発表等をいただくとともに、これらに関する意見交換等、関係者間の相互研さん等を実施したところであり、集落営農組織、特定農業法人の関係者など 800 名以上の参加者から、好評を博したところです。

サミット全体会においては、富山大学極東地域研究センターの酒井富夫教授が「次世代型集落営農へのみち～経営体と自然体を考える～」と題し基調講演を行ったほか、山口県長門市の（農）アグリ中央、愛媛県西予市の（有）新城生産組合の事例報告が行われました。

また、管内の集落営農組織も交えたパネルディスカッションを農村工学研究所坂本誠研究員をコーディネーターとして、活発な意見交換が行われました。

さらに、サミット全体会翌日には、平坦地コース（（有）名田島農産（山口市名田島）、（農）二島東（山口市秋穂二島））と中山間コース（（農）小国ファーム（萩市片俣）、（農）福の里（阿武町福田下））にわかれ、現地研修会を行いました。

今後とも、農政局においては、集落営農の取組の啓発や意見交換活動等を通じて、集落営農の育成、フォローアップ、質的向上等の支援を行っていくこととしています。

特定農業法人・集落営農サミット全体会



## (4) 新規就農者の育成確保

## ア 管内の状況

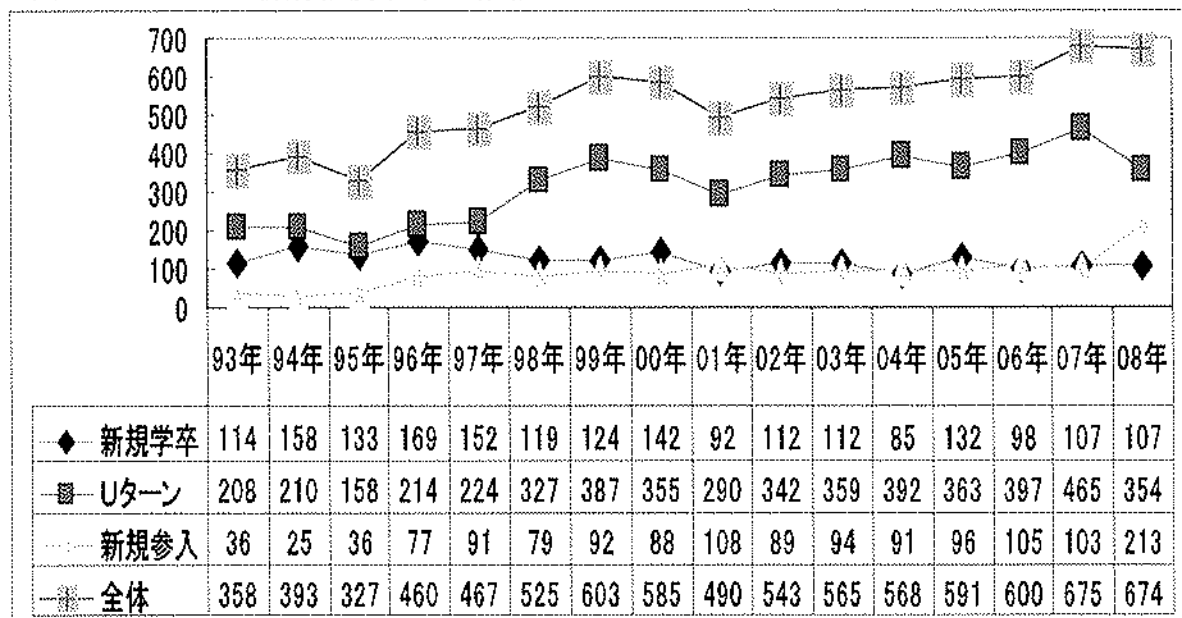
## 近年、新規に農業に参入する人が増えています

管内の新規就農者は、平成7年（1995年）までは300人台で推移していましたが、平成10年（1998年）以降おおむね600人前後で推移しています（図Ⅱ-4-2）。

内訳をみると、新規学卒就農者が100人台、Uターン就農者が300人台、新規参入者（農業外からの就農者）が2007年（平成19年）までの90人台で推移していましたが、平成20年（2008年）には200人台へと増加し、依然としてUターン就農者の割合が多いものの、近年、新規参入者が増加傾向にあります。

営農部門別に見ると、平成20年（2008年）は野菜（全体の54.1%）が最も多く、次いで果樹（同23.5%）、水稻（同10.8%）の順となっており、平成10年（平成1998年）と比較すると水稻部門が花き及び畜産部門を抜き5位から3位になっています（図Ⅱ-4-3）。

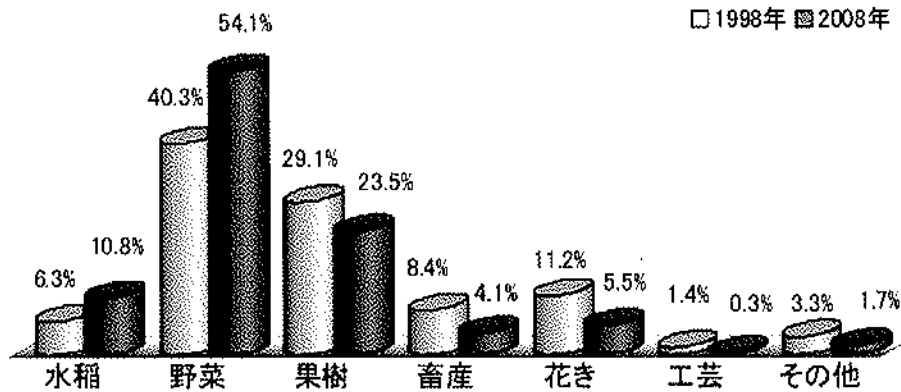
図Ⅱ-4-2 新規就農者数の推移



資料：各県独自調査を中国四国農政局で集計

- 注：1) 新規就農者は、各年1月1日から12月31日までの間に就農し、現在も営農を継続している者。  
 2) 「新規学卒者」は、各年3月に中学、高校、短大、大学、各種学校、職業訓練校、農業大学校を卒業した者、及び各年3月以前に卒業し1年以上先進地で研修し就農した者が含まれる。  
 3) 「Uターン就農者」は、農家出身者で、会社勤務等をやめて出身地に帰り就農した者、または農家出身者で、在宅のまま会社勤務など他産業に就職し、その後、会社勤務等をやめて在宅のまま就農した者としている。  
 4) 「新規参入者」は、非農家出身で会社勤務等をやめて、出身県及び出身県以外の地域で農業に新規参入した者とし、分家、養子、婿入、嫁入によるものは含めていない。  
 また、出身が農家であっても、会社勤務等をやめて、自ら農地の取得等を行い新たに農業経営を開始した者については「新規参入者」に含めている。

図Ⅱ－４－３ 新規就農者数の推移（営農部門別内訳）



資料：各県独自調査を中国四国農政局で集計

## イ 農業研修教育施設（県立農業大学校）の状況

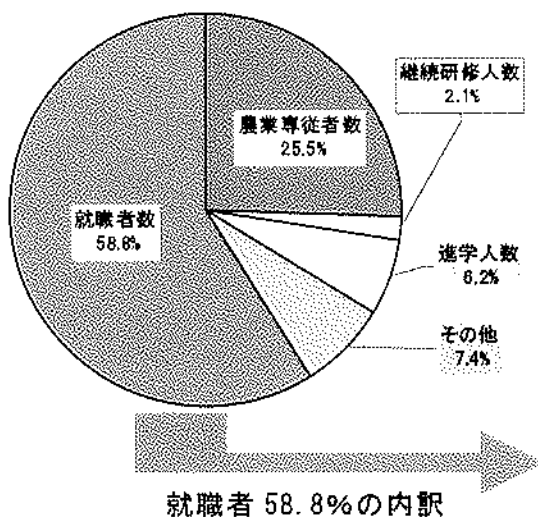
約半数の学生が卒業後は就職。就農は約 25%にとどまっている

各県に設置されている農業研修教育施設（農業技術、経営管理等の習得のための研修教育施設）である農業大学校の平成 20 年度（2008 年度）の定員に対する入校者の割合は、61.0%（平成 19 年度（2007 年度）65.5%）と、定員割れが続いています。

また、農業大学校卒業後すぐに就農する者の割合は 25.5%にとどまっており、就職する者の割合が 58.8%となっています（図Ⅱ－４－４）。

そのうち農業関連産業に就職する者の割合が 50.9%と最も多く、農協等の農業団体が 16.8%、公務員が 4.2%等となっていますが、他産業に従事する者も 24.4%となっています（図Ⅱ－４－５）。

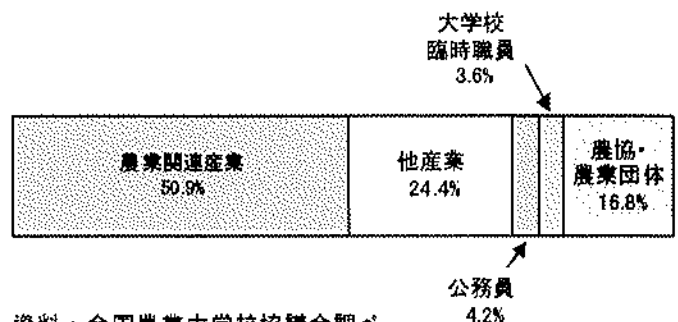
図Ⅱ－４－４



図Ⅱ－４－５

## 農業大学校卒業生進路

（図Ⅱ－４－４の就職者の内訳）



資料：全国農業大学校協議会調べ

## ウ 新規就農の推進にあたっての課題

## 生産基盤の整備や資金面等での課題解決に行政の支援が必要

平成 21 年（2009 年）6 月 3 日に農政局において、青年農業者と農政局との情報交換会を開催し、平成 21 年度（2009 年度）の緊急経済対策事業として実施した「新規就農定着促進事業」や「農の雇用事業」について説明を行うとともに、平成 20 年度（2008 年度）の燃油・肥料・飼料の高騰について意見交換を行いました。

また、同年 9 月 7 日には、中国四国指導農業士連絡協議会との懇談会を開催し、「新規就農者の育成・確保の取組について」をテーマに、意見交換を行いました。

意見交換では、担い手が優秀な経営を実践する必要があること、生産基盤の整備や資金面等での課題解決に行政の支援が必要であるといった意見が出されました。

## エ 新規就農者対策

## 多様なルートによる就農を促進する取組を実施しています

## （ア）新規就農者に対する支援

多様なルートによる就農を促進するため、就農の際に必要な農業技術の習得、営農資金の手当、農地の確保といった諸課題を解決することが求められているところであり、普及指導センターをはじめ各機関において、各種融資、制度等の PR、就農前後の技術指導等が行われています。

管内各県においても、引き続き研修費の助成や農地・機械・施設のリース等さまざまな就農支援対策を行いました。

今後も、就農希望者のニーズにあった支援施策を関係機関と連携し実施するとともに、農政局のホームページ上で情報が得られるよう内容を随時拡充していきます。

農政局ホームページ「新規就農の促進」

<http://www.maff.go.jp/chushi/ninaite/syunou/seido.html>

## （イ）雇用形態での就農に対する支援

各県新規就農相談センターにおいては、雇用形態での就農を推進するため、農業法人等への就農を希望する者に対する相談業務や無料職業紹介を行っています。

また、平成 20 年度（2008 年度）に引き続き平成 21 年度（2009 年度）においても、農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、実践的な研修を実施する際に支援を行う「農の雇用事業」を通じて、農業分野における雇用創出と将来の担い手確保のための取組を行いました。

## （ウ）新規就農定着促進事業

平成 21 年度（2009 年度）には新たに、新規就農者が就農に必要な機械・施設等の購入費を最大 400 万円まで助成する事業を実施しました。

管内では 99 名の方々が、それぞれの就農計画の実現を目指して、各人の計画に基づく営農活動が実施されることとなりました。

本事業は平成 22 年度（2010 年度）の「経営体育成交付金」に受け継がれ、一層の活用が期待されるところです。

## (5) 男女共同参画の推進

## ア 地域方針等決定の場への女性の参画

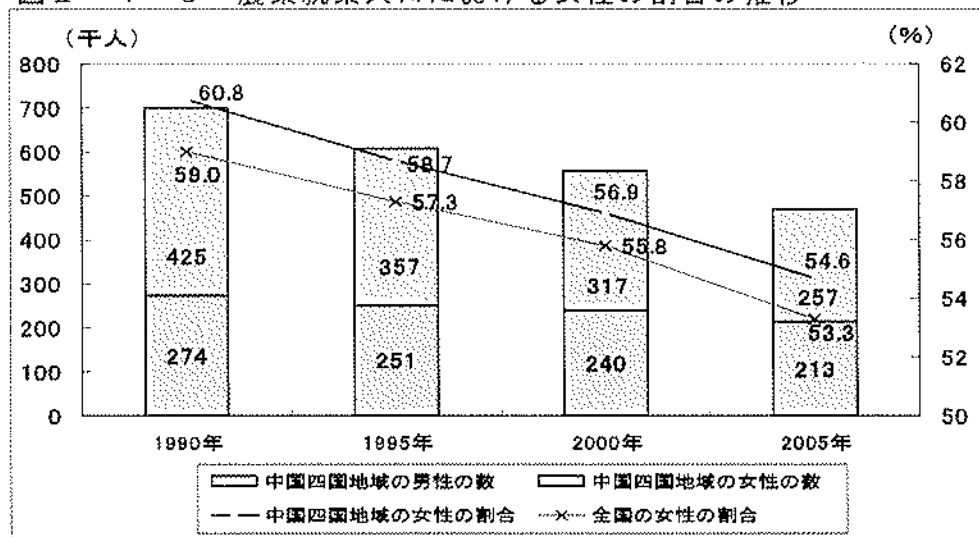
## 農業就業人口の約半数が女性にも関わらず、参画する女性は少ない状況

中国・四国地域では農業就業人口の54.6% (全国では53.3%) を女性が占めており、農業生産において重要な役割を担っています (図Ⅱ-4-6)。

しかし、農業委員会、農協の役員等に占める女性の割合は、年々増加傾向にあるものの、全国平均を下回って低い水準にとどまっており、地域方針等の決定の場に参画する女性は依然少ない状況です (図Ⅱ-4-7、図Ⅱ-4-8)。

その理由としては、「地域の慣習」や「女性登用体制の未整備」など女性が参画するための環境が十分に整っていないことが考えられます。

図Ⅱ-4-6 農業就業人口における女性の割合の推移

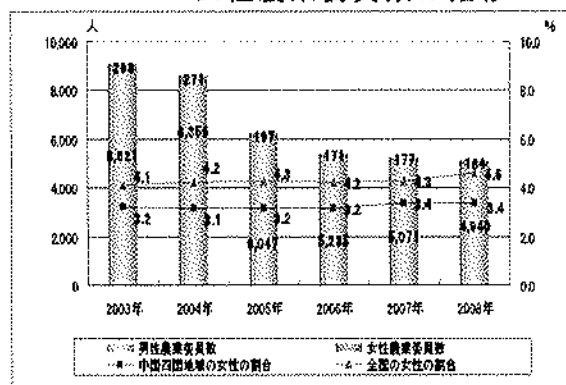


資料：農林水産省「農林業センサス」

図Ⅱ-4-7

中国・四国地域における

女性農業委員数の推移

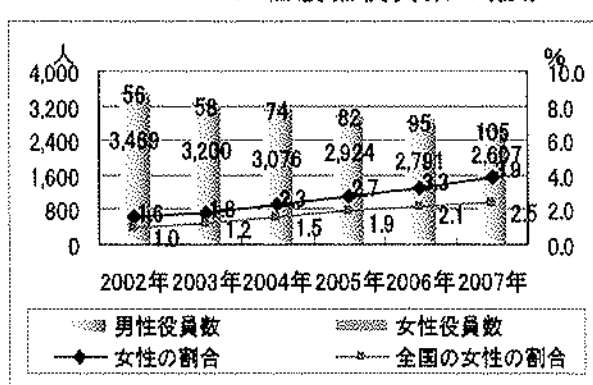


資料：農業委員及び都道府県農業会議実態調査 (2008年10月1日現在)

図Ⅱ-4-8

中国・四国地域における

女性農協役員数の推移



資料：総合農協統計表 (年は事業年度)

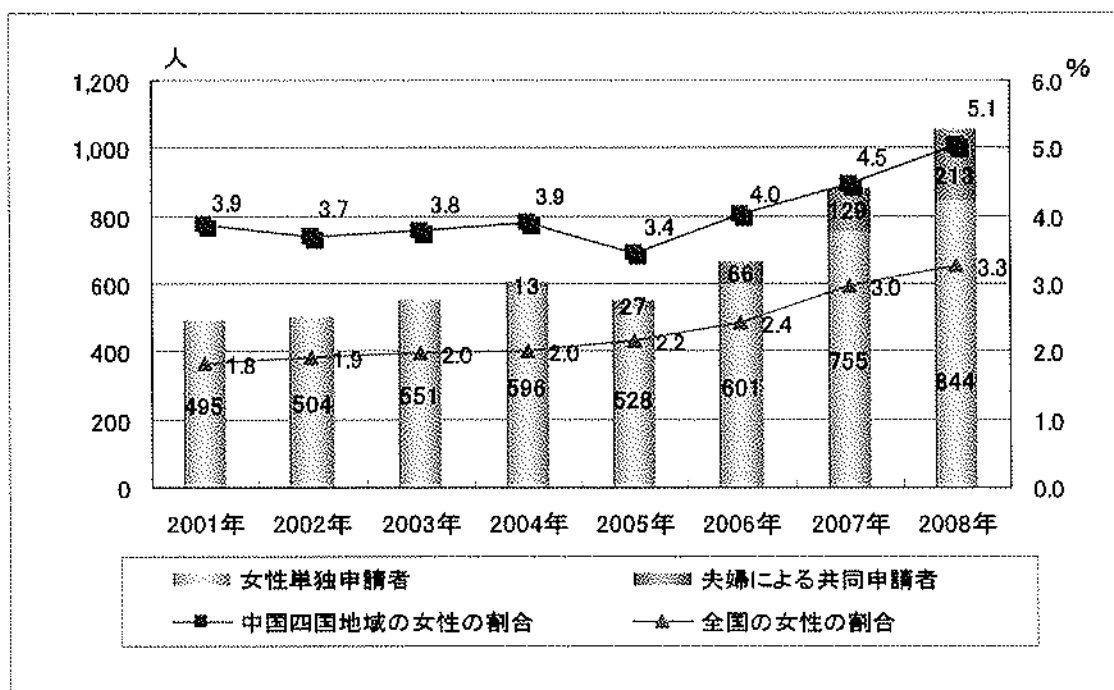
## イ 共同経営者である夫婦の共同申請による認定農業者の推進

## 女性認定農業者は増えつつあるものの、依然低調に推移

認定農業者全体に占める女性の割合は、中国・四国地域で5.1%（全国3.3%）となっており、経営面での参画は依然低調です。2003年（平成15年）6月に発出された「認定農業者のためのガイドラインについて」によって、これまで原則として1戸に1人しか認められていなかった認定農業者が、共同経営者である夫婦や後継者の共同名義で申請できるようになっています。

共同申請の際には、家族経営協定等を締結し、経営の意志決定に参画することや収益が配分されていること等、一定の要件を充たす必要がありますが、認定農業者になると多くの支援策を受けることができるメリットが期待できるため、今後も、こうした情報の提供等を進めていく必要があります（図Ⅱ-4-9）。

図Ⅱ-4-9 中国・四国地域における女性認定農業者の推移



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ（各年とも3月末時点での調査結果）

## ウ 中国・四国地域の女性起業活動

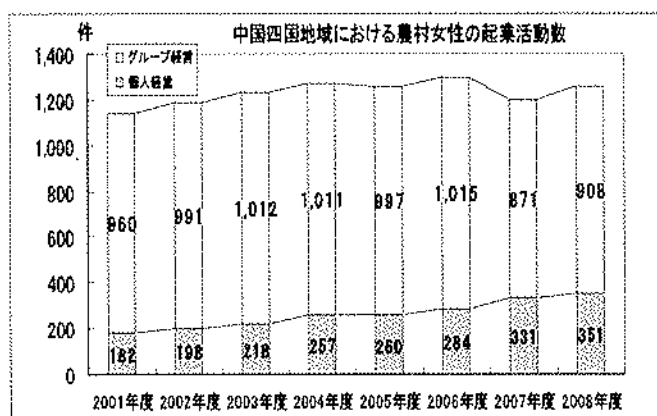
## 中国・四国地域では食品加工を中心とした起業活動が盛んです

地域農産物を活用した特産加工品づくり、朝市・直売所等での販売、グリーン・ツーリズム等の活動に取り組んでいる中国・四国地域の農村女性による起業数は、2008年度（平成20年度）では1,259件です。起業の活動内容は多岐にわたっており、中国・四国地域では「食品加工」の割合が高くなっています。なお、法人化や規模拡大の

動きはあるものの、各経営単位ごとの年間販売額では300万円未満が全体の58.8%となっており、経営規模は零細です（図Ⅱ－4－10、図Ⅱ－4－11、表Ⅱ－4－8）。

図Ⅱ－4－10

農村女性による起業数の推移  
（中国・四国地域）



資料：農林水産省経営局人材育成課  
「農村女性による起業活動実態調査」

表Ⅱ－4－8

中国・四国地域における  
農村女性による起業活動状況

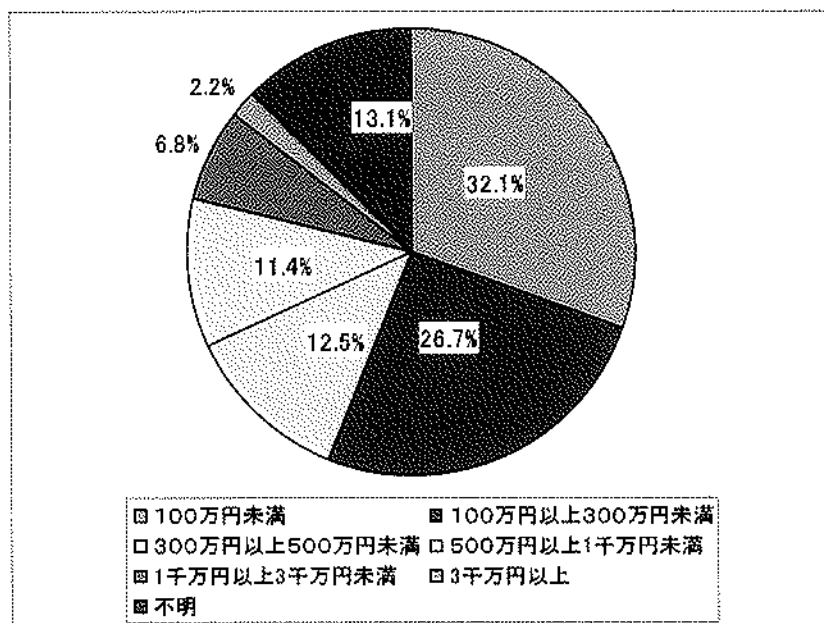
(単位：件、%)

| 内 容             | 件数    | 割合 (%) |
|-----------------|-------|--------|
| 農業生産            | 127   | 10.1   |
| 食品加工            | 964   | 76.6   |
| 食品以外加工          | 38    | 3.0    |
| 直接販売（直売所）       | 385   | 30.6   |
| 直接販売（インターネット）   | 38    | 3.0    |
| 直接販売（その他）       | 113   | 9.0    |
| 都市との交流（体験農園等）   | 58    | 4.6    |
| 都市との交流（農家民宿）    | 40    | 3.2    |
| 都市との交流（農家レストラン） | 58    | 4.6    |
| 都市との交流（その他）     | 62    | 3.6    |
| その他             | 22    | 1.3    |
| 不明              | 16    | 0.9    |
| 女性起業数（実数）       | 1,259 | 100    |

資料：農林水産省経営局人材育成課  
「農村女性による起業活動実態調査」  
（2009年3月調査）

注：起業活動状況については複数回答であり、割合は実数に対するものである。

図Ⅱ－4－11 中国・四国地域における売上規模割合



資料：農林水産省経営局人材育成課「農村女性による起業活動実態調査」（2009年3月調査）

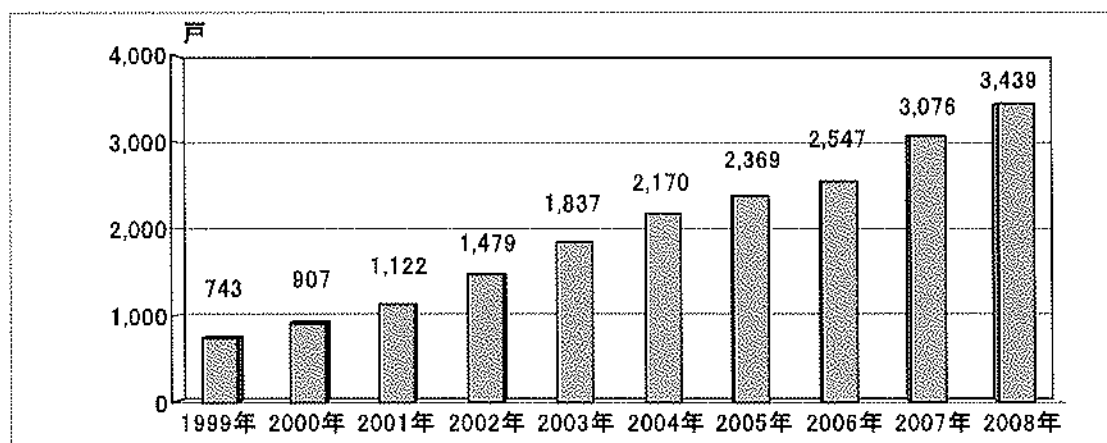
## エ 家族経営協定への取組

協定は生活面の役割分担や労働衛生・健康管理等多岐にわたっています

家族経営協定は、家族一人ひとりの役割・責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分発揮できるよう話し合いにより決定されるものであり、女性が経営等に参加しやすい環境づくりや後継者の育成等に有効であるとともに、農業を魅力ある産業にするために重要な役割を果たしています。また、協定の締結により、農業者年金制度、認定農業者制度、農業改良資金制度で支援が受けられるメリットがあるため、今後も引き続き家族経営協定の普及に努める必要があります。

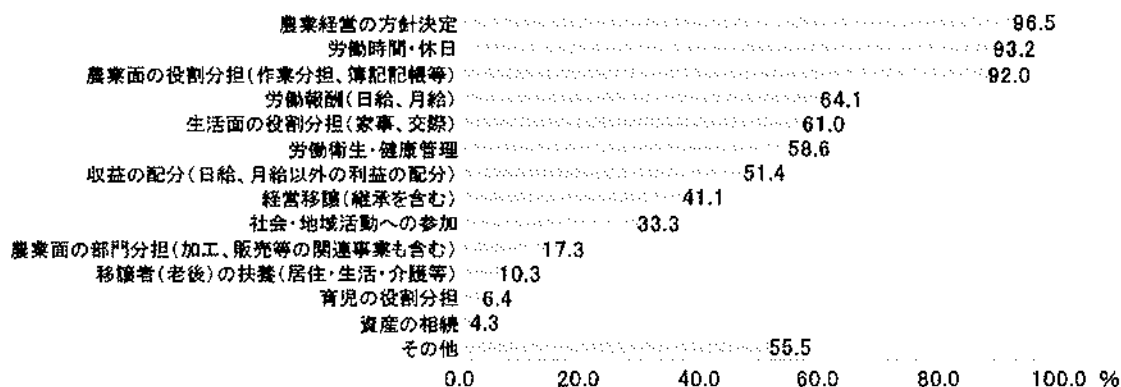
協定の内容は、農業経営面に関する取決めが多いですが、生活面の役割分担、労働衛生・健康管理等多岐にわたって、前年度の調査に比べて伸びてきています（図Ⅱ－4－12、表Ⅱ－4－13）。

図Ⅱ－4－12 中国・四国地域における家族経営協定締結数の推移



資料：農林水産省経営局人材育成課「家族経営協定実態調査」（2008年は中国四国農政局調べ）  
（1996年～2001年は8月1日調査、2002年以降は3月31日調査）

図Ⅱ－4－13 家族経営協定の取り決め内容（複数回答）



資料：中国四国農政局調べ（2008年）

**オ 男女共同参画推進本部の取組**

農政局では、「中国四国農政局男女共同参画推進本部」を設置（2000 年（平成 12 年）10 月）し、関係各方面と連携のもとに、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

2008 年度（平成 20 年度）は、女性農業者を対象に男女共同参画の意識啓発を図るための情報交換会として「第 35 回中国四国地域農山漁村女性のつどい」、女性起業活動を対象として売上規模拡大に資するための研修会「中国四国地域農山漁村女性起業者研修会」等を開催しました。また、女性の社会参画の拡大を図るため、関係団体に対し積極的な働きかけを行いました。

## (6) 高齢者・障害者が活動できる環境づくり

## ア 農山漁村高齢者の活動

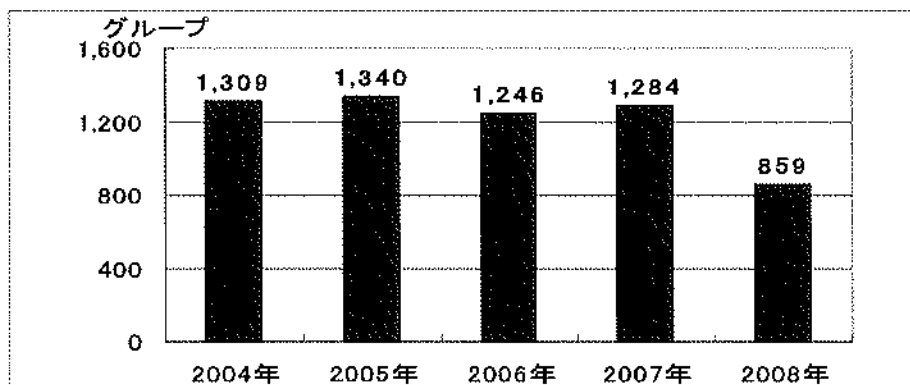
農村では高齢化が進行しているものの、高齢者は多様な活動を行っています

平成 17 年（2005 年）の中国・四国地域における基幹的農業従事者のうち、65 歳以上の高齢者が占める割合は 67.0%（20 万 4,194 人）と、全国（57.4%）を大きく上回っており、今後も少子化や過疎化の進行により、農村における高齢化は拡大することが予想されます。

平成 20 年（2008 年）3 月に実施した「農山漁村高齢者活動グループ数調査」によると、中国・四国地域の農山漁村において 859 のグループが活動しています（図Ⅱ-4-14）。

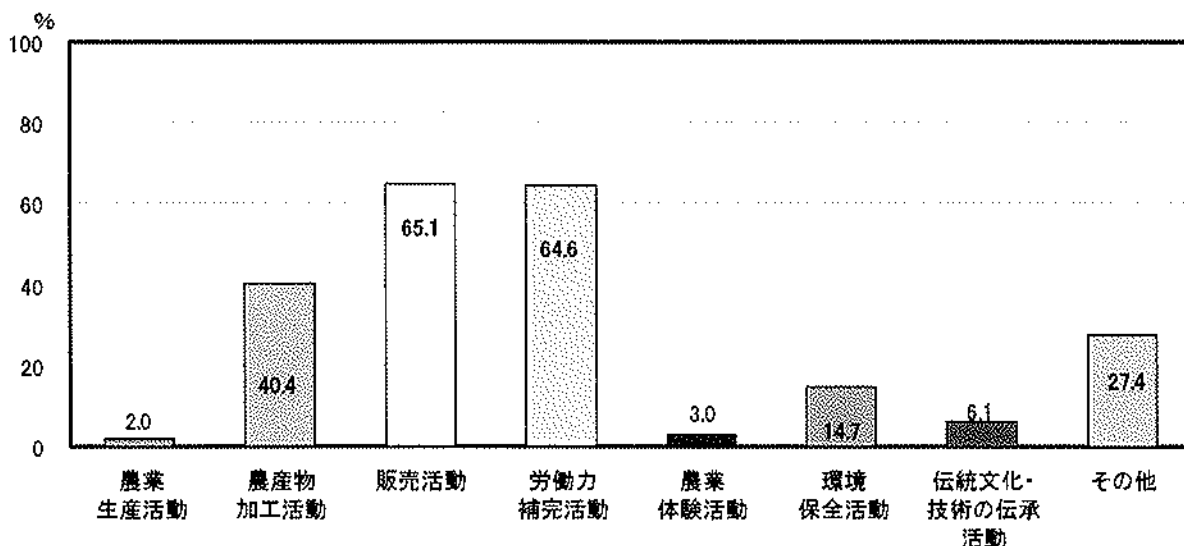
活動内容は、「販売活動」を行っている割合が 65.1%、次に「労働力補完活動」を行っている割合が 64.6%、「農産物加工活動」を行っている割合が 40.4%の順に高くなっています。（図Ⅱ-4-15）。

図Ⅱ-4-14 中国・四国地域における高齢者グループ数の推移



資料：農林水産省「高齢者グループ活動調査」より（各年3月の調査結果）

図Ⅱ-4-15 高齢者グループ活動内容



資料：農林水産省「高齢者グループ活動調査」より（2008年3月調査）

## イ 農山漁村高齢者対策の課題及び取組

## 高齢者の経験や技能を積極的に活用していきます

農村における高齢者は、地域の農業生産に関するリーダーとしての活動や、技術・経験を活かした農業生産のアドバイス、集落内のとりまとめ、集落の恒例行事の計画・推進及び地域の農作業の一部請負（調整作業等）等に関して、地域の担い手として重要な役割を担っています。

また、今後は農業従事者の大幅な減少が見込まれる中で、高齢者の持つ経験や技能を担い手、新規就農者等の支援・育成に積極的に活用していくための取組を事業等を通じて行っていくこととしています。

## ウ 農業分野への障害者の雇用促進に向けて

## 農業分野への障害者の雇用促進を図るため、局内外で取組を行っています

農業は地域の重要な産業であり、かつ、地域に密着した産業です。このため、農業は地域産業の中心として、地域の健全な発展に寄与していく必要があります。

しかしながら、農業では担い手の高齢化等に伴い労働力不足が生じており、農業労働力の確保が課題となっています。

このため、農業において雇用労働力の安定的な確保を図るための方策の一つとして、地域で就労の場を求めている障害者等の多様な人材を活用しつつ、各自の農業経営を発展させるとともに、年齢や障害の有無等に関わりなく誰もが支え合い自立して暮らせる共生社会の実現と地域社会の活性化に貢献していくことがこれからの農業に求められてくるものと考えています。

農政局では、農業分野における障害者の雇用促進を図るため、局内及び局外において推進体制の整備を図り、その推進を図っています。

## （ア）局内推進体制の整備

農政局において、農業分野における障害者の雇用促進方策の検討や後述する「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」の運営を支援するため、局内の関係者及び有志から成る「農の福祉力推進チーム」（チーム長：局次長）を平成20年（2008年）4月に設けました。

## （イ）岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク（略称「岡山障害者雇用促進ネット」）の発足と活動

岡山地域において、農業分野における障害者雇用促進に向けて、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（略称「岡山障害者雇用促進ネット」）が平成21年（2009年）3月10日に発足しました（表Ⅱ－4－9）。

この「岡山障害者雇用促進ネット」は、障害者の就労を受け入れる農業者の拡大を目的として、「『岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク』第1回セミナー」を平成21年（2009年）7月21日に開催しました。このセミナーでは、国の障害者就労支援施策や農業分野における障害者雇用の先進県である静岡県の実施策の紹介と、静岡県と連携して障害者の就労を受け入れている農業者（静岡県浜松市）、広島県呉市で障害者を雇用してえのき茸を生産している農業者の事例を紹介しました。

また、平成22年（2010年）1月には、農業分野における障害者の雇用促進を啓発するためのパンフレットを作成し、各種の会議において配布して障害者の雇用を受け入れる農家の拡大に向けて活用しています。

表Ⅱ-4-9 岡山障害者雇用促進ネットの会員名簿

2010年2月1日現在 敬称略

| 区 分       | 所 属                             | 役 職 等      | 氏 名    | 備 考 |
|-----------|---------------------------------|------------|--------|-----|
| 障害者就労支援組織 | 岡山障害者就業・生活支援センター                | 所長         | 中倉 隆巨  | 副会長 |
|           | 岡山障害者就業・生活支援センター（独）高齢・障害者雇用支援機構 | 主任就労支援ワーカー | 大月 政和  |     |
| 農業者       | 岡山障害者職業センター                     | 所長         | 鈴木 瑞哉  | 会長  |
|           | NPO法人 ドリーム・プラネット                | 理事長        | 尾崎 勝   |     |
|           | 農業生産法人（有）岡山県農商                  | 代表取締役      | 板橋 完樹  |     |
|           | NPO法人 マルキュー                     | 理事長        | 岡崎 三千男 |     |
|           | NPO法人 RCF                       | 代表         | 小林 真人  |     |
| 農業団体      | 松本園芸                            | 代表         | 松本 善則  |     |
|           | J A岡山中央会 営農・担い手対策部              | 部次長        | 山川 勝資  |     |
| その他の団体    | 岡山県農業法人協会（岡山県農業会議）              | 主任         | 山川 佐藤  | 正隆  |
|           | NPO法人 岡山園芸福祉普及協会                | 理事長        | 西村 清   |     |
| 行政        | （福祉）岡山市保健福祉局障害福祉課               | 課長補佐       | 森峰 清   |     |
|           | （保健）岡山市保健所健康づくり課                | 課長         | 高見 里美  |     |
| アドバイザー    | 岡山県健康福祉部障害福祉課                   | 副参事        | 影山 敦史  |     |
|           | 岡山県健康福祉部健康対策課                   | 主任         | 津田 茂紀  |     |
|           | 岡山県農林水産部農業経営課                   | 副参事        | 浅野 晴夫  |     |
|           | 岡山労働局職業安定部職業対策課                 | 課長         | 宮本 孝昭  |     |
|           | 中国四国農政局生産経営流通部                  | 部次長        | 跡部 芳洋  |     |
| 事務局       | 中国四国農政局経営支援課                    | 課長         | 平山 雅通  |     |
|           | 中国四国農政局経営支援課                    | 課長補佐       | 古澤 武志  |     |
|           | 中国四国農政局経営支援課                    | 女性・高齢者係長   | 日下 靖子  |     |

#### 岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク第1回セミナーのプログラム

- 1 開会
- 2 主催者及び来賓（中国四国農政局次長）あいさつ
- 3 厚生労働省における障害者就労支援施策の紹介  
厚生労働省社会・援護局障害福祉課  
地域移行支援専門官 武田 牧子 氏
- 4 静岡県のユニバーサル園芸の取組について  
静岡県産業部農林業局農山村共生室  
主査 保崎 高宏 氏
- 5 静岡県と連携した障害者雇用の取組について  
京丸園株式会社  
代表取締役 鈴木 厚志 氏
- 6 障害者の雇用によるえのき茸の生産事例  
柏木菌茸有限会社  
代表取締役社長 柏木 健二 氏
- 7 意見交換
- 8 閉会



## 3 農地政策

## (1) 農地の利用及び流動化

## ア 農業振興地域の現状

## 199 市町村が農業振興地域に指定

平成 21 年（2009 年）3 月末現在の農業振興地域は、中国・四国管内の 205 市町村のうち、199 市町村で指定され、そのすべての市町村で農業振興地域整備計画が策定されています（表Ⅱ－4－10）。

また、農業振興地域内の農用地面積は平成 19 年（2007 年）12 月現在、49 万 6,403ha、そのうち農用地区域内の農用地面積は 39 万 851ha で、設定率は 78.7%となっています（表Ⅱ－4－11）。

表Ⅱ－4－10 農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定状況（中国・四国）

| 県名  | 市町村 | 農業振興地域指定市町村数 |                     | 農業振興地域の指定を受けていない市町村 |
|-----|-----|--------------|---------------------|---------------------|
|     |     |              | 整備計画策定済み<br>整備計画未策定 |                     |
| 鳥取県 | 19  | 19           | 19                  | －                   |
| 島根県 | 21  | 21           | 21                  | －                   |
| 岡山県 | 27  | 27           | 27                  | －                   |
| 広島県 | 23  | 20           | 20                  | － 府中町、甲斐田町、坂町       |
| 山口県 | 20  | 19           | 19                  | － 和木町               |
| 徳島県 | 24  | 24           | 24                  | －                   |
| 香川県 | 17  | 15           | 15                  | － 直島町、宇多津町          |
| 愛媛県 | 20  | 20           | 20                  | －                   |
| 高知県 | 34  | 34           | 34                  | －                   |
| 合計  | 205 | 199          | 199                 | －                   |

資料：中国四国農政局調べ（2009 年 3 月末現在）

表Ⅱ－4－11 農業振興地域の現状（中国・四国）

| 県名  | 総面積       | 農業振興地域面積  | 農業振興地域内農用地面積<br>(A) | 農用地区域内農用地面積<br>(B) | (B) / (A)<br>×100<br>(%) |
|-----|-----------|-----------|---------------------|--------------------|--------------------------|
| 鳥取県 | 350,726   | 175,426   | 42,596              | 35,855             | 84.2                     |
| 島根県 | 670,778   | 493,144   | 49,610              | 43,885             | 88.5                     |
| 岡山県 | 711,320   | 531,210   | 87,597              | 66,522             | 75.9                     |
| 広島県 | 847,903   | 602,720   | 76,529              | 56,443             | 73.8                     |
| 山口県 | 611,273   | 375,058   | 55,715              | 45,371             | 81.4                     |
| 徳島県 | 414,590   | 246,433   | 37,219              | 27,932             | 75.0                     |
| 香川県 | 187,651   | 143,518   | 39,382              | 31,822             | 80.8                     |
| 愛媛県 | 567,755   | 341,339   | 67,210              | 51,746             | 77.0                     |
| 高知県 | 710,504   | 432,641   | 40,545              | 31,275             | 77.1                     |
| 合計  | 5,072,500 | 3,341,489 | 496,403             | 390,851            | 78.7                     |

資料：総面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（2007 年 10 月現在）

農業振興地域面積は、中国四国農政局調べ（2007 年 12 月現在）

注：農用地とは、農地（田、畑、樹園地）及び採草放牧地

## イ 農地転用の動向

## 農地転用面積は減少傾向

中国・四国地域における農地転用面積は、平成2年（1990年）の4,286haをピークに、平成18年（2006年）を除き平成3年（1991年）以降年々減少しています。

平成20年（2008年）の農地転用面積は1,396haで、前年比81.1%、平成2年（1990年）比32.5%となっています。

農地転用面積を県別にみると、岡山県（267.8ha）、広島県（223.4ha）、香川県（170.9ha）の順に多くなっています。

また、用途別では住宅用地が一番多く、次いでその他建物施設・業務用地（農林漁業用施設、駐車場、資材置き場等）となっており、双方の転用面積で全体の62.8%を占めています（表Ⅱ-4-12）。

表Ⅱ-4-12 中国・四国地域の農地転用面積の推移

| 暦年    | 総面積<br>(ha) | 住宅用<br>地<br>(ha) | 工鉱業<br>用地<br>(ha) | 学校・公<br>園・運動<br>場用地<br>(ha) | 道水路<br>・鉄道用<br>地<br>(ha) | 商業・サ<br>ービス<br>等用地<br>(ha) | その他<br>建物施<br>設・業務<br>用地<br>(ha) | 植林・そ<br>の他<br>(ha) |
|-------|-------------|------------------|-------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------------|--------------------|
| 1990年 | 4,286       | 872              | 532               | 150                         | 804                      | ~                          | 846                              | 1,082              |
| 1999年 | 2,545       | 716              | 34                | 74                          | 500                      | 200                        | 601                              | 420                |
| 2000年 | 2,532       | 691              | 44                | 21                          | 520                      | 173                        | 568                              | 515                |
| 2001年 | 2,201       | 630              | 31                | 39                          | 422                      | 133                        | 560                              | 387                |
| 2002年 | 2,069       | 557              | 20                | 30                          | 416                      | 121                        | 527                              | 398                |
| 2003年 | 1,999       | 538              | 22                | 25                          | 343                      | 130                        | 538                              | 403                |
| 2004年 | 1,997       | 620              | 17                | 29                          | 275                      | 196                        | 512                              | 348                |
| 2005年 | 1,812       | 579              | 18                | 11                          | 231                      | 179                        | 489                              | 305                |
| 2006年 | 1,897       | 611              | 22                | 9                           | 231                      | 170                        | 519                              | 334                |
| 2007年 | 1,721       | 565              | 21                | 19                          | 195                      | 218                        | 426                              | 277                |
| 2008年 | 1,396       | 485              | 27                | 20                          | 166                      | 102                        | 392                              | 202                |

資料：農林水産省統計部「土地管理情報収集分析調査」

注：1999年度以降については、用途別の仕分けの変更があり工鉱業用地、商業・サービス等用地は1990年度の数値と一致しない。

## ウ 耕地面積、耕地の利用状況

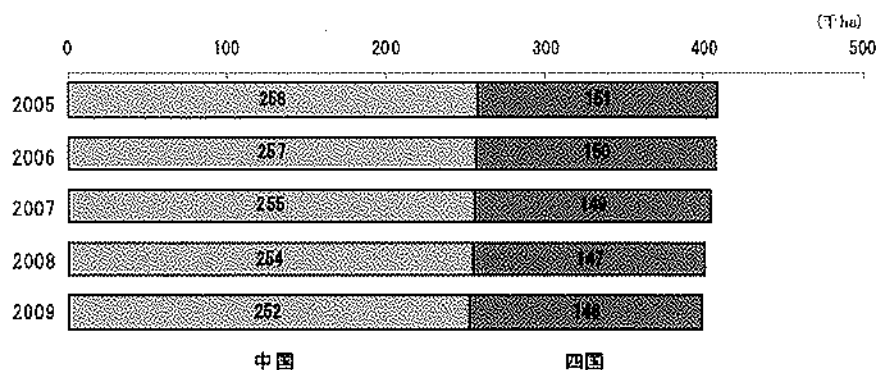
## 2009年の耕地面積、2008年の耕地利用率ともに前年を下回る

平成21年(2009年)7月15日現在の耕地面積(田畑計)は39万8,800haで、主に宅地等の非農業用途への転用や耕作放棄等により、前年に比べて2,300ha(0.6%)減少しました。

地域別にみると、中国25万2,400ha、四国14万6,400haで、前年に比べて1,300ha(0.5%)、1,000ha(0.7%)それぞれ減少しました(図Ⅱ-4-16)。

田畑別にみると、田は28万6,900ha、畑は11万1,900haで、前年に比べて1,300ha(0.5%)、1,000ha(0.9%)それぞれ減少しました。畑を種類別にみると、普通畑5万4,900ha、樹園地5万2,800ha、牧草地4,200haとなりました。

図Ⅱ-4-16 地域別耕地面積の推移(中国・四国)



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

平成20年(2008年)の農作物作付(栽培)延べ面積は33万3,700haで、前年に比べて4,900ha(1.4%)減少しました。

耕地利用率は83.2%で、前年に比べて0.6ポイント低下しました。これは、前年からの耕地面積の減少に対し、作付(栽培)延べ面積の減少がこれを上回ったためです。地域別にみると、中国79.4%、四国89.8%となりました(表Ⅱ-4-13)。

表Ⅱ-4-13 地域別の耕地の利用状況(田畑計)

| 区 分   | 作付(栽培)延べ面積 |           |            | 耕 地 利 用 率 |      |       |
|-------|------------|-----------|------------|-----------|------|-------|
|       | 2007       | 2008      | 対前年<br>増減率 | 2007      | 2008 | 対前年差  |
|       | ha         | ha        | %          | %         | %    | ポイント  |
| 全 国   | 4,306,000  | 4,265,000 | ▲ 1.0      | 92.6      | 92.2 | ▲ 0.4 |
| 都 府 県 | 3,147,000  | 3,108,000 | ▲ 1.2      | 90.2      | 89.6 | ▲ 0.6 |
| 中国・四国 | 338,600    | 333,700   | ▲ 1.4      | 83.8      | 83.2 | ▲ 0.6 |
| 中 国   | 203,700    | 201,400   | ▲ 1.1      | 79.8      | 79.4 | ▲ 0.4 |
| 四 国   | 134,900    | 132,300   | ▲ 1.9      | 90.7      | 89.8 | ▲ 0.9 |

資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

田畑別にみると、田の作付(栽培)延べ面積は 23 万 7,900ha で、前年に比べて 3,000ha (1.2%) 減少し、耕地利用率は 82.5% となりました。作物類別にみると、稲が 17 万 5,500ha で最も多く、次いで野菜 2 万 6,900ha、飼肥料作物 1 万 2,200ha、麦類 8,150ha の順でした。

畑の作付(栽培)延べ面積は 9 万 5,800ha で、前年に比べて 1,900ha (1.9%) 減少し、耕地利用率は 84.9% となりました。作物類別にみると、果樹が 4 万 7,500ha で最も多く、次いで野菜 2 万 3,000ha、飼肥料作物 1 万 1,600ha の順でした(表Ⅱ-4-14)。

表Ⅱ-4-14 地域別・作物別の耕地の利用状況(2008年)

| 区 分        | 中 国・四 国 |         |         | 中 国     | 四 国     |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            | 田畑計     | 田       | 畑       | 田畑計     | 田畑計     |
|            | ha      | ha      | ha      | ha      | ha      |
| 作付(栽培)延べ面積 | 333,700 | 237,900 | 95,800  | 201,400 | 132,300 |
| 稲(子実用)     | 175,500 | 175,500 | -       | 117,200 | 58,300  |
| 麦類(子実用)    | 8,320   | 8,150   | x       | 4,210   | 4,110   |
| かんしょ       | 3,530   | 601     | 2,920   | 1,140   | 2,390   |
| 雑穀(乾燥子実用)  | 1,700   | 1,360   | 343     | 1,480   | 220     |
| 豆類(乾燥子実用)  | 9,140   | 7,130   | 2,010   | 7,850   | 1,290   |
| 野菜         | 50,000  | 26,900  | 23,000  | 26,400  | 23,600  |
| 果樹         | 47,500  | -       | 47,500  | 16,800  | 30,600  |
| 工芸農作物      | 4,040   | 758     | 3,280   | 1,600   | 2,450   |
| 飼肥料作物      | 23,800  | 12,200  | 11,600  | 18,400  | 5,390   |
| その他作物      | 10,200  | 5,240   | 4,980   | 6,240   | 3,980   |
| 耕地面積       | 401,100 | 288,200 | 112,900 | 253,700 | 147,400 |
| 耕地利用率      | 83.2%   | 82.5%   | 84.9%   | 79.4%   | 89.8%   |

資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

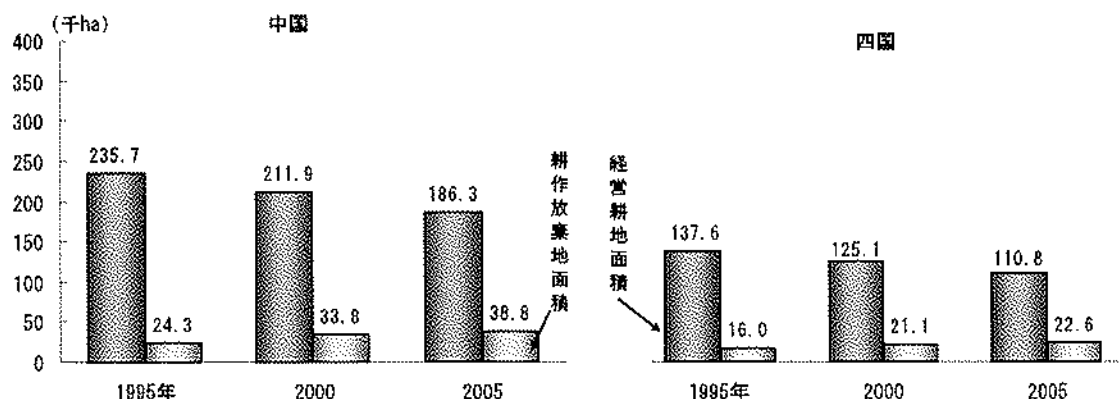
注：耕地利用率は、耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合である。

## エ 耕作放棄地の現状

2005 年の中国・四国地域における耕作放棄地面積は 6 万 1,401ha

平成 17 年（2005 年）2 月 1 日時点の中国・四国地域における耕作放棄地面積は 6 万 1,401ha で、自給的農家や土地持ち非農家の耕作放棄地が大幅に増加したことから、平成 12 年（2000 年）時点と比べて 6,496ha（11.8%）増加しています（図Ⅱ－4－17）。

図Ⅱ－4－17 経営耕地面積及び耕作放棄地面積



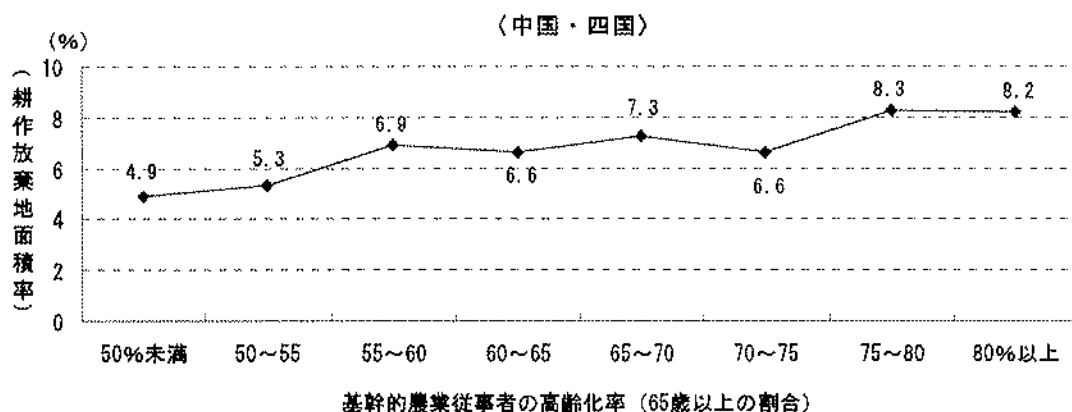
資料：農林水産省「農林業センサス結果」

注：1) 耕作放棄地率＝耕作放棄地面積÷（経営耕地面積＋耕作放棄地面積）×100

2) 経営耕地面積は総農家、耕作放棄地面積は総農家及び土地持ち非農家を合わせた数値である。

また、担い手である基幹的農業従事者の高齢化率と耕作放棄地率の関係をみると、高齢化率の上昇に伴い耕作放棄地率も高くなっています（図Ⅱ－4－18）。

図Ⅱ－4－18 基幹的農業従事者の高齢化率別耕作放棄地率（販売農家）



資料：農林水産省「2005 年農林業センサス結果」

注：1) 高齢化率とは 65 歳以上の割合である。

2) 耕作放棄地面積率は、各市町村（2005 年）の基幹的農業従事者の高齢化率により階層分けをし、各階層ごとに該各市町村の耕作放棄地、経営耕地面積を集計して、算出したものである。

## オ 農地の流動化

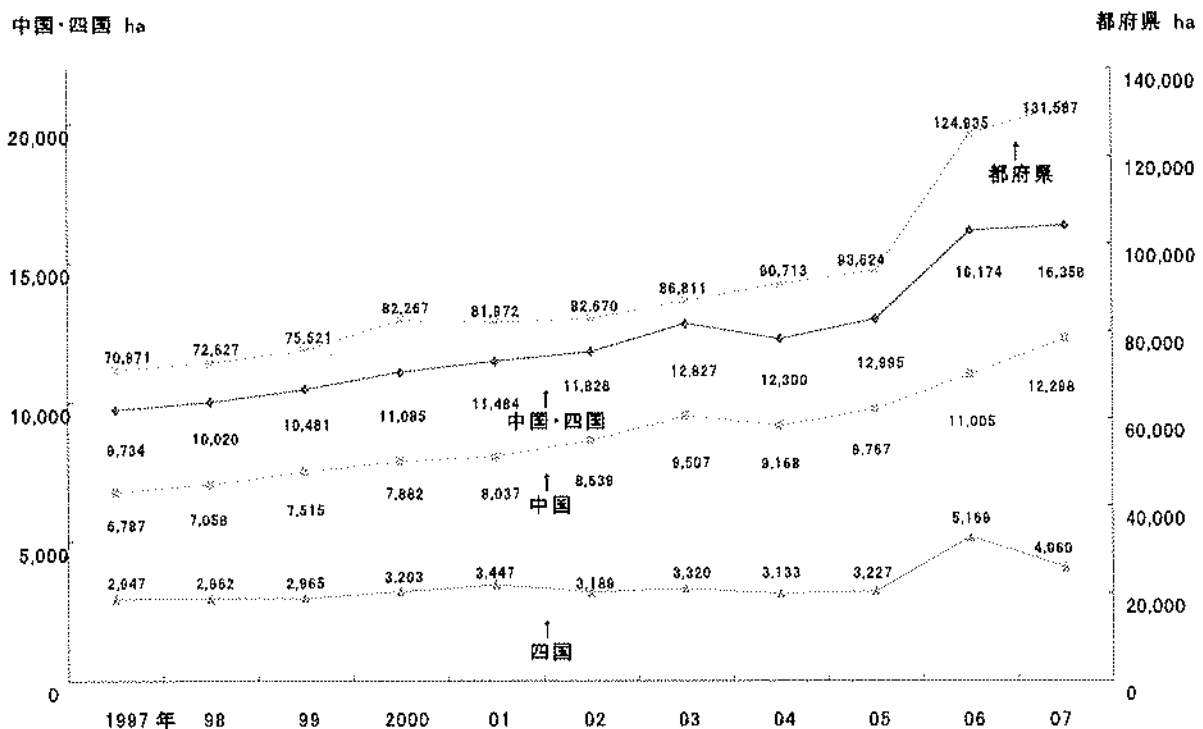
## 2007年の農地の権利移動面積は前年に比べ増加

中国・四国地域における耕作目的の農地の権利移動面積（平成19年（2007年）の1年間）は1万6,358haで、前年より184ha増加（対前年比101%）しました。

権利移動面積が全耕地面積（「耕地及び作付面積統計」）に占める割合をみると、中国・四国地域は4.0%（権利移動面積1万6,358ha、全耕地面積40万4,100ha）で、都府県平均の3.8%（権利移動面積13万1,587ha、全耕地面積348万7千ha）を0.2ポイント上回っています。同割合を地域別にみると、中国地域は4.8%（権利移動面積1万2,298ha、全耕地面積25万5,300ha）で、四国地域の2.7%（権利移動面積4,060ha、全耕地面積14万8,800ha）を2.1ポイント上回っています。（図Ⅱ-4-19）。

なお、中国・四国地域における農地の権利移動面積の権利形態は、利用権等の設定（賃貸借）によるものがほとんどで、平成19年（2007年）は権利移動面積1万6,358haのうち1万5,302ha（93.5%）となっています。

図Ⅱ-4-19 規模拡大につながる農地の権利移動面積の推移



資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」

注：数値は、自作地有償所有権移転面積、農地法第3条許可・届出による賃借権設定面積及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定面積の合計面積

## （２ 認定農業者等が経営する農地面積

### ア 認定農業者等への農地集積

中国・四国管内の認定農業者等への農地集積率は都府県平均を下回っています

平成 19 年（2008 年）3 月末現在の中国・四国管内における「認定農業者（特定農業法人含む）、基本構想水準到達農業者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」（以下「認定農業者等」という。）が経営する農地の集積率（認定農業者等が経営する農地面積が耕地面積に占める割合）は 19.3%で、都府県平均の 31.8%を 12.5 ポイント下回っています。

また、認定農業者への農地集積率は 15.8%で、都府県平均の 26.0%を 10.2 ポイント下回っています（表Ⅱ－4－15）。

中国・四国地域では、引き続き農業者の高齢化や農家戸数の減少が見込まれることから、平成 19 年（2007 年）産から導入された水田経営所得安定対策の加入推進にあわせて集落営農の組織化・法人化を促進するとともに、農地の面的集積を促進するための支援措置を活用し、農地の利用集積を進めることが望まれます。

表Ⅱ－4－15 認定農業者等への農地集積率（2008 年 3 月末）

単位：ha、%

| 県 名   | ①<br>耕地面積 | ②<br>認定農業者等が経営する農地面積 |               | ④＝②／①<br>農地集積率 |                   |
|-------|-----------|----------------------|---------------|----------------|-------------------|
|       |           |                      | ③<br>うち 認定農業者 |                | ⑤＝③／①<br>うち 認定農業者 |
| 鳥取県   | 35,400    | 6,700                | 5,800         | 18.9           | 15.8              |
| 島根県   | 38,900    | 8,800                | 7,200         | 22.6           | 18.5              |
| 岡山県   | 70,400    | 10,400               | 9,800         | 14.8           | 13.9              |
| 広島県   | 59,700    | 8,700                | 7,600         | 14.6           | 12.7              |
| 山口県   | 50,900    | 10,000               | 7,700         | 19.6           | 15.1              |
| 徳島県   | 31,700    | 5,300                | 4,500         | 16.7           | 14.2              |
| 香川県   | 32,600    | 7,800                | 3,900         | 24.2           | 12.0              |
| 愛媛県   | 55,600    | 13,400               | 12,300        | 24.1           | 22.1              |
| 高知県   | 28,900    | 6,700                | 5,200         | 23.2           | 18.0              |
| 中国・四国 | 404,100   | 77,900               | 63,800        | 19.3           | 15.8              |
| 都府県   | 3,487,000 | 1,108,400            | 904,900       | 31.8           | 26.0              |

資料：「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」、農林水産省経営局調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

## イ 農地保有合理化事業の実施状況

売買事業は買入・売渡共に増加し、貸借事業は借入が増加・貸付は減少

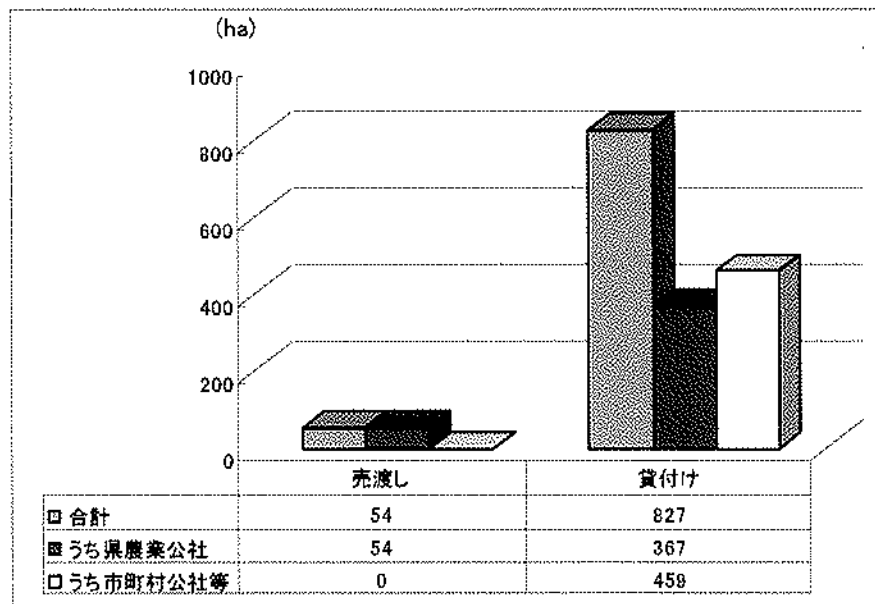
農地保有合理化事業は、農地保有合理化法人が貸し手農家（規模縮小農家等）の農地を買入れ又は借入れ、当該法人の中間保有・再配分機能を活かしてほ場の分散保有を解消しつつ規模拡大・農地の集団化等を図ろうとする担い手農家に売渡し又は貸付ける事業です。

平成 20 年度（2008 年度）における管内の農地保有合理化事業のうち売買事業は、買入面積は 38ha で、前年度に比べて 9 ha の増加となり、売渡面積は 54ha で、前年度に比べて 1 ha の増加となっています（図Ⅱ－4－20、表Ⅱ－4－16）。

また、貸借事業による借入面積は 1,021ha（前年度比 107.6%）、貸付面積 827ha（同 85.6%）となっています（図Ⅱ－4－20、表Ⅱ－4－17）。

なお、農地保有合理化事業については、平成 19 年度（2007 年度）から担い手のニーズに即し集団化・団地化した形で農地の利用集積（面的集積）ができるよう貸借を中心とした取組に重点化するとともに、農地保有の合理化のための資金を統合・メニュー化（担い支援農地保有合理化事業）し、地域の視点に立った活動が展開できるよう措置することにより、農地の面的集積の一層の推進を行っています。

図Ⅱ－4－20 農地保有合理化事業実績 （2008 年度末）



資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

(参考)

表Ⅱ－４－１６ 農地保有合理化事業（売買）

(単位:件、ha)

| 区 分    | 2007年(平成19年)度 |       |       |       | 2008年(平成20年)度 |       |       |       |
|--------|---------------|-------|-------|-------|---------------|-------|-------|-------|
|        | 買 入           |       | 売 渡   |       | 買 入           |       | 売 渡   |       |
|        | 件 数           | 面 積   | 件 数   | 面 積   | 件 数           | 面 積   | 件 数   | 面 積   |
| 県公社    | 58            | 19    | 103   | 43    | 97            | 38    | 82    | 54    |
| 市町村公社等 | 1             | 11    | 1     | 10    | -             | -     | -     | -     |
| 中四局計   | 59            | 29    | 104   | 53    | 97            | 38    | 82    | 54    |
| 都府県計   | 2,117         | 1,502 | 2,485 | 1,714 | 2,152         | 1,300 | 2,198 | 1,655 |

資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

表Ⅱ－４－１７ 農地保有合理化事業（貸借）

(単位:件、ha)

| 区 分    | 2007年(平成19年)度 |        |        |        | 2008年(平成20年)度 |        |        |        |
|--------|---------------|--------|--------|--------|---------------|--------|--------|--------|
|        | 借 入           |        | 貸 付    |        | 借 入           |        | 貸 付    |        |
|        | 件 数           | 面 積    | 件 数    | 面 積    | 件 数           | 面 積    | 件 数    | 面 積    |
| 県公社    | 884           | 497    | 155    | 497    | 672           | 367    | 148    | 367    |
| 市町村公社等 | 1,112         | 452    | 724    | 469    | 1,716         | 653    | 1,258  | 459    |
| 中四局計   | 1,996         | 949    | 879    | 966    | 2,388         | 1,021  | 1,406  | 827    |
| 都府県計   | 41,574        | 13,821 | 34,690 | 14,607 | 37,869        | 13,296 | 31,839 | 12,923 |

資料：中国四国農政局調べ

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しないものがある。

## (3) 企業等の農業参入の促進

## 企業等の農業参入は着実に増加

近年、農業生産法人制度や特定法人貸付事業（農業生産法人以外の法人に農地の権利取得を認める農業経営基盤強化促進法に基づく制度）を活用して農業経営に参入する法人が増加しています。

この特定法人貸付事業は、平成17年（2005年）9月1日に、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行により、従来のいわゆる「リース特区」が全国展開されたものですが、中国・四国地域では平成21年（2009年）9月1日現在、105法人が遊休農地を中心に278.1haの農地を借受けて農業経営に参入しています（表Ⅱ-4-18、表Ⅱ-4-19、表Ⅱ-4-20）。

表Ⅱ-4-18 特定法人の農業参入状況

| 市町村   | 参入特定法人数 | 借受農地面積  | うち遊休農地及び遊休化するおそれのある農地 |
|-------|---------|---------|-----------------------|
|       |         |         |                       |
| 50市町村 | 105法人   | 278.1ha | 165.9ha               |

資料：中国四国農政局調べ

表Ⅱ-4-19 特定法人の組織形態別、業種別内訳

（単位：法人）

| 参入法人数 | 組織形態                |        |      | 業種  |       |     |
|-------|---------------------|--------|------|-----|-------|-----|
|       | 株式会社<br>（特例有限会社を除く） | 特例有限会社 | NPO等 | 建設業 | 食品関連業 | その他 |
| 105   | 58                  | 36     | 11   | 46  | 21    | 38  |

資料：中国四国農政局調べ

表Ⅱ-4-20 特定法人の作付作物

（単位：法人）

| 参入法人数 | 米麦 | 野菜 | 果樹 | 畜産 | 花き・花木 | 工芸作物 | 複合 |
|-------|----|----|----|----|-------|------|----|
| 105   | 17 | 32 | 26 | 4  | 4     | 4    | 18 |

資料：中国四国農政局調べ

## 事例：食品会社の参入について

〈参入企業〉三島食品株式会社（食料品製造販売）（広島県広島市中区）

〈経営作目〉赤シソ、ヒロシマナ

〈営農面積〉815a

〈事業内容〉

- ・安全安心な食品を消費者に提供するため、自社農場を開設し、ふりかけの原料となる赤シソを栽培。
- ・併せて一次加工施設を県の補助で整備。



自社産原料で製品の差別化に寄与



## 4 耕作放棄地対策

## 国・協議会・利用者の連携により耕作放棄地の再生に取り組む

## (1) 耕作放棄地再生利用緊急対策の背景と概要

耕作放棄地は病害虫・鳥獣被害の発生・拡大や農地利用集積の阻害等の営農面での悪影響のみならず、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっています。

耕作放棄地の現状を把握するため平成 20 年度（2008 年度）の現地調査（耕作放棄地全体調査）により、草刈り・耕起・拔根・整地や基盤整備等の手当を行うことで耕作が可能となるものと、森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能なもの等とが区分されました。

耕作放棄地対策を総合的に進めるため平成 21 年度（2009 年度）に耕作放棄地再生利用緊急対策を創設し、引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付け・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、鳥獣被害防止施設、加工・直販施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等を支援する県協議会（各県単位）、地域協議会（市町村単位）を設置し、国・協議会・利用者が連携しながら総合的な取組を進めています。

## (2) 取組状況

本対策では、県協議会が基金として造成して、地域協議会は必要に応じて県協議会に申請し県協議会が交付するという仕組みをとっており、地域協議会やその会員、利用者等が実際の再生作業等を行います。

平成 22 年（2010 年）3 月時点の農政局管内の状況は、県協議会は全ての県で設立がされており、地域協議会は 204 市町村のうち 171 市町村で設置され、現在までに約 184ha の再生作業が取り組まれています。

事例：耕作放棄地再生の取組（殖生地区：山口県山陽小野田市）

認定農業者が経営規模拡大のため耕作放棄地 4.1ha を利用権設定し、再生作業や土作り等を行い、今までにブロッコリー、キャベツ等の作付・収穫を行っています。

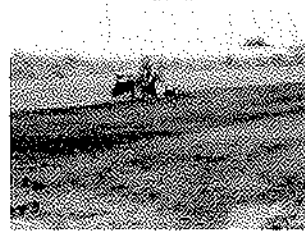
耕作放棄されているほ場



草刈り・雑物除去



耕起



ブロッコリー収穫



タマネギの収穫



再生作業完了



## 5 農業生産基盤の整備等の状況

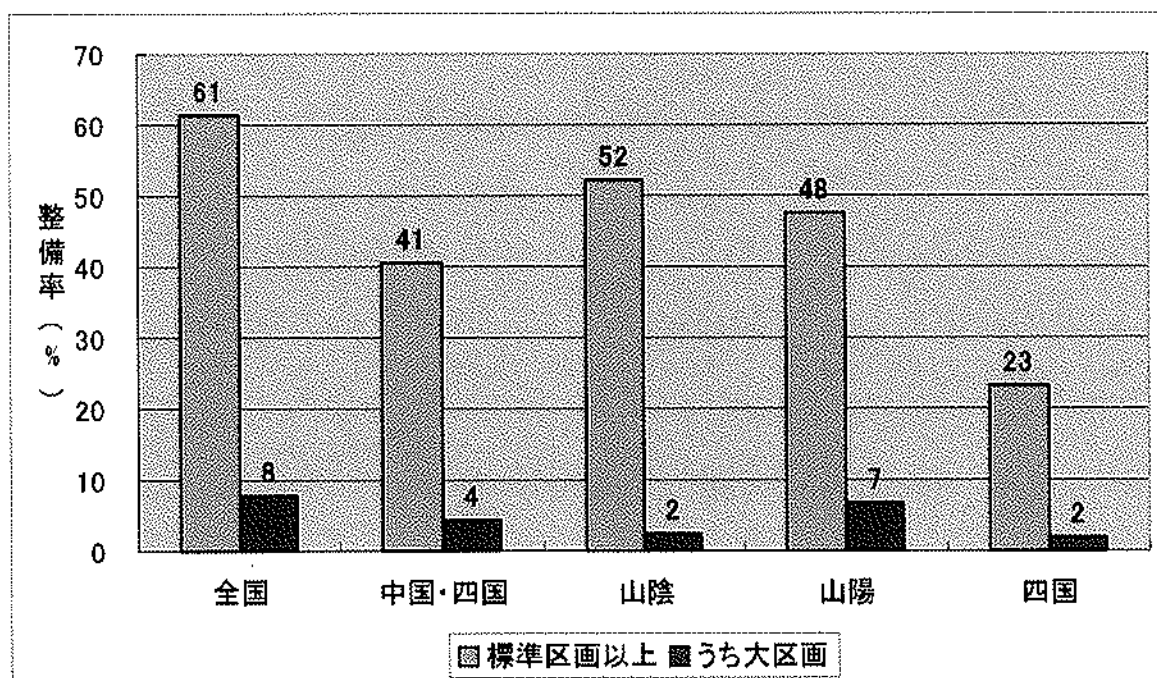
### (1) 農地整備の状況

#### 四国地域の区画整備率が低い

水田の整備状況は、中国・四国地域の大半が中山間地域であり、大型または中型機械化営農が可能とされる標準区画以上に整備された割合は41%と、全国平均に比べ約20ポイント低くなっており、特に四国地域では極めて低い状況です。

また、大区画に整備された割合も全国平均に比べ低くなっています(図Ⅱ-4-21)。

図Ⅱ-4-21 水田の整備状況(区画形状)(2008年)



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤整備基礎調査」

注：1) 整備率算定に用いた水田面積は「耕地及び作付面積統計」による2008年7月15日時点の値。

2) 整備率算定に用いた水田面積は「農業基盤整備基礎調査」による2008年3月31日時点の推計値。

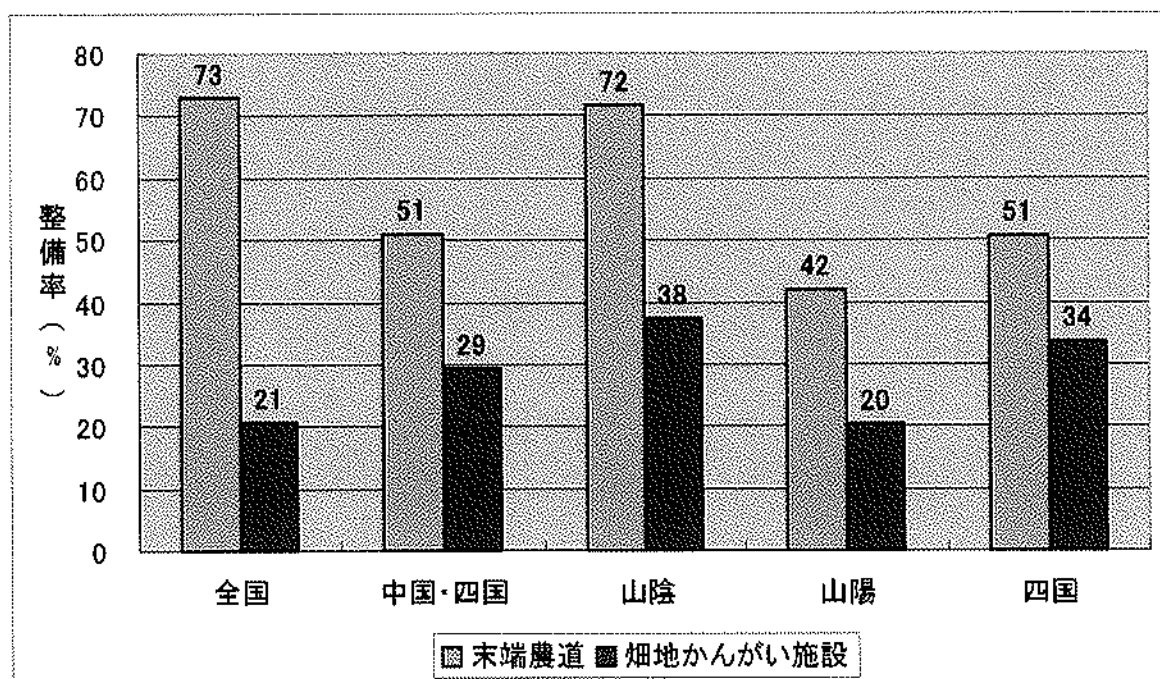
3) 標準区画とは、30a程度に区画整理されたもの。大区画とは、1ha程度以上に区画整理されたものである。

4) 「山陰」は鳥取県及び島根県、「山陽」は岡山県、広島県及び山口県、「四国」は徳島県、香川県、愛媛県及び高知県である。

畑(樹園地、牧草地を含む)の整備状況は、末端農道の整備率が51%で、平均に比べて大幅に低くなっていますが、末端畑地かんがい施設の整備率は29%と、全国平均を上回っています。

地域別にみると、末端農道の整備率は、山陰で全国平均と同程度の整備率ですが、特に山陽では低くなっています(図Ⅱ-4-22)。

図Ⅱ－４－２２ 畑の整備状況（2008年）



資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「農業基盤整備基礎調査」

注：1) 整備率算定に用いた水田面積は「耕地及び作付面積統計」による2008年7月15日時点の値。

2) 整備率算定に用いた水田面積は「農業基盤整備基礎調査」による2008年3月31日時点の推計値。

3) 末端農道整備とは、各区画が復員3m以上の道路に接しているものである。

農業生産基盤の整備については、中国・四国地域の整備水準が、畑地かんがい施設の整備を除き、全国平均に比べて大きく立ち後れている状況を踏まえ、地域の自然的・社会的条件や営農状況を十分に考慮しながら、各種事業を計画的かつ総合的に進めることが重要です。

水田については、効率的・安定的な農業経営を行うための基本的条件である区画整理や、食料自給率向上のため、麦、大豆等を中心とした効率的な畑作営農が可能となるような、水田の汎用化を中心に進めることとし、中山間地域の急傾斜水田についても、国土保全・農地のかい廃防止の観点を含め、地域の条件に応じた整備を行うこととしています。

また、畑については、高品質で安定した作物生産及び多目的利用を考慮した畑地かんがい施設の整備、農産物流通の合理化、農作業の効率化のための農道整備等を地域の自然条件・営農条件を踏まえ、適切に推進していくこととしています。

なお、中国・四国地域の大半を占める中山間地域にあっては、個性ある豊かなむらづくりを実現するため農村地域の特性を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、生産基盤と農業集落排水施設、農業集落道等の生活環境の一体的な整備を進める必要があります。

## (2) 農業農村整備の推進

### 土地改良長期計画の実現のため、基盤整備とソフト対策を一体的に推進します

農業生産基盤の整備に当たっては、「食料・農業・農村基本法」に示された「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、また、「農業の持続的発展」とその基盤となる「農村の振興」の4つの基本理念を念頭に置き、食料・農業・農村基本計画や新たな土地改良長期計画の実現を図る必要があります。

また、経営所得安定対策等大綱に位置づけられた水田経営所得安定対策では、農業の構造改革の加速化を図るとともに、WTOにおける国際規律に対応するため、支援の対象となる担い手を明確化したうえで、その経営の安定を図ることとしています。そのためには、担い手への農地利用集積を図っていくことが必要であり、区画整理や暗きょ排水施設の整備等きめ細かな基盤整備と土地利用調整活動等のソフト対策を一体的に推進していきます。

さらに、農地や農業用水等の持つ多面的な機能を適切に発揮させるため、これらを適切に保全管理していくことが必要ですが、農業者だけでなく、多面的な機能の恩恵を享受している地域全体で保全管理していく必要があります。

## ア かんがい排水整備の取組

### (ア) 国営かんがい排水事業

中国・四国地域は、年間降水量が少ないという瀬戸内の気象条件や労働生産性が低い中山間地域が大部分を占めるという地形条件を踏まえ、農業用水の水源確保による作物の品質向上や収量の増大、かんがい施設の整備による労力の軽減等を図ることが必要不可欠です。

このため、国営事業では、現在以下の6地区においてダム、頭首工、用水機場、用排水路等の農業水利施設の機能・安全性の確保を図るための部分的な更新整備や補修等を行っています（表Ⅱ－4－21）。

表Ⅱ－4－21 2009年国営かんがい排水事業実施地区

| 国営事業地区名     | 県名  | 工 期       | 備 考            |
|-------------|-----|-----------|----------------|
| 弓浜半島地区      | 鳥取県 | 2007～2011 | 国営造成土地改良施設整備事業 |
| 斐伊川沿岸地区     | 島根県 | 2005～2013 |                |
| 岡山南部地区      | 岡山県 | 1998～2013 |                |
| 香川用水土器川沿岸地区 | 香川県 | 2008～2016 |                |
| 香川用水地区      | 香川県 | 2009～2014 | 国営造成土地改良施設整備事業 |
| 道前道後平野地区    | 愛媛県 | 1988～2010 |                |

資料：中国四国農政局調べ

### (イ) 補助事業

国営かんがい排水事業に関連する地区を中心として、県営かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業等の補助事業45地区を実施し、かんがい施設の整備を行っています。

### （ウ）管理事業

これまでに建設された農業水利施設のストック（調査年平成 18 年（2006 年）：農業基盤整備基礎調査）は、管内においてダム等の基幹的水利施設約 700 ヶ所、農業用排水路約 3 千 km にも達しています。

しかし、これら施設は建設されてから相当年数が経過し、施設の老朽化が進んでいるものも多くなってきています。

このことから、国営造成水利施設保全対策事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び地域農業ストックマネジメント事業の実施により、施設機能を効率的に保全するための機能診断を行うほか、施設の劣化（故障）が致命的になる前に、劣化の進行防止や劣化原因の除去等の適切な措置を行い、施設機能の延伸（長寿命化）を図ることとしています。

また、農業水利施設が持つ多面的機能を発揮させるためには、これら施設を適切に維持管理することが必要であり、農家だけでなく地域住民や NPO 等の多様な主体の参画による管理体制を構築するため、国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を 22 地区で実施しています。

### （エ）米政策改革に対応した事業の実施

農村地域の都市化・混住化や農家の減少・高齢化が進行するなかで、地域水田農業ビジョンの実現に向けた多様な水田農業の展開に対応するため、農業水利施設の管理の省力化を図る新農業水利システム保全対策事業を 75 地区で実施しています。

### イ ほ場整備の取組（経営体育成基盤整備等）

水田のほ場整備については、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、経営体育成基盤整備事業等により、高生産性農業の展開が見込まれる地域を中心に生産基盤の整備を推進しています。

中国・四国地域においては、経営体育成基盤整備事業等の実施による担い手への農地の利用集積や農地の流動化を図るため、各種施策と連携しながら地域の状況に応じたきめ細かな生産基盤の整備を行っており、平成 21 年度（2009 年度）は、経営体育成基盤整備事業等 47 地区を実施しています。

整備前



整備後

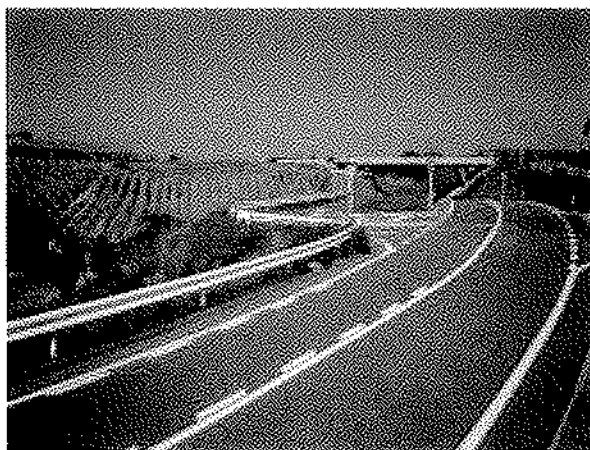


経営体育成基盤整備事業 中氏地区（高知県須崎市）

## ウ 農道整備の取組

中国・四国地域においては、基幹的な広域高速交通網の整備が進み、大規模消費地である京阪神及び九州方面への農産物等の流通経路が確保されつつあります。

このような状況のなか、一般道路網の整備と連携を図りながら、消費者へ新鮮で高品質な農産物等を迅速に輸送するため、ほ場から一般道路への接続道となる農道の整備を進めています。これら農道の整備は、農業の近代化、農産物流の合理化、農村の生活道路としての農村環境の改善にも寄与しており、平成21年度（2009年度）は、広域農道34地区、基幹農道39地区、一般農道19地区を実施しています。



広域営農団地農道整備事業 井原芳井地区  
(岡山県井原市)

## エ 農地防災・農地保全の取組

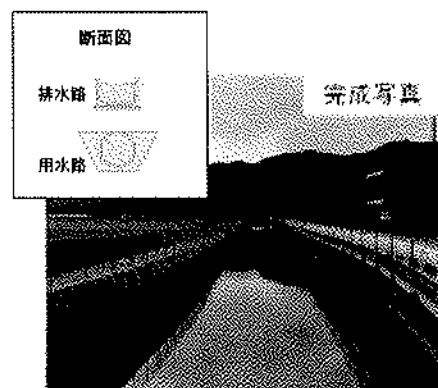
### (ア) 国営総合農地防災事業

農村地域の平野部においては、都市化、混住化の進展による生活雑排水の農業用水路への流入等により水質悪化が深刻な地域が見られます。また、農業用施設の機能低下や管理上の支障が生じているうえ、安全性も低下しています。

こうしたことから、農業用水の水質保全や農業用施設の災害を未然に防止することを目的に、国営総合農地防災事業を吉野川下流域地区及び那賀川地区（徳島県）で農業用施設の整備を実施しています。



【生活雑排水の流入状況】



【水路の整備状況】

那賀川地区 幹線水路の整備

### （イ）直轄地すべり対策事業

管内の総面積の8割弱が中山間地域に属し、傾斜地が多く、複数の断層破碎帯が分布することから、地すべり防止区域が数多く指定されています。

このような地すべり防止区域の中で、地すべり防止工事の規模が大きく、高度の技術を要する地区において、農地・農業用施設、人家等を災害から守り、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、直轄地すべり対策事業を高知三波川帯地区及び高瀬地区（高知県）で実施しています。

### （ウ）補助事業

管内9県の農地防災事業、農地保全事業等の実施状況は下記のとおりです（表Ⅱ-4-22）。

表Ⅱ-4-22 2009年度 事業等実施地区数

単位：地区

| 事業名    | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 局計  |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 農地防災事業 | 3  | 5  | 33 | 28 | 22 | 10 | 24 | 34 | 5  | 164 |
| 農地保全事業 | 1  | 24 | 9  | 5  | 7  | 14 | 1  | 20 | 7  | 88  |
| その他    | 0  | 0  | 5  | 6  | 6  | 12 | 3  | 14 | 5  | 51  |
| 計      | 4  | 29 | 47 | 39 | 35 | 36 | 28 | 68 | 17 | 303 |

資料：中国四国農政局調べ

注：「その他」は、特定農業用管水路等特別対策事業、地盤沈下対策事業、国営附帯県営農地防災事業、農村災害対策整備事業、中山間地域総合農地防災事業（中山間総合整備事業）、海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業を示す。

## オ 災害復旧

平成21年（2009年）の自然災害は、梅雨前線豪雨、平成21年7月中国・九州北部豪雨、台風第9号、及び局所な豪雨によるもので、県や市町村等とともに延べ81班の体制を組んで災害査定を行い、災害復旧事業計画概要書等に基づき災害復旧事業が実施されています。

工種別被害額は、農地約44億円、水路約23億円、道路約20億円の順となっており、この3工種で全体の77%を占める被害規模でした。

事例

【農地】

(災害時)



(復旧時)

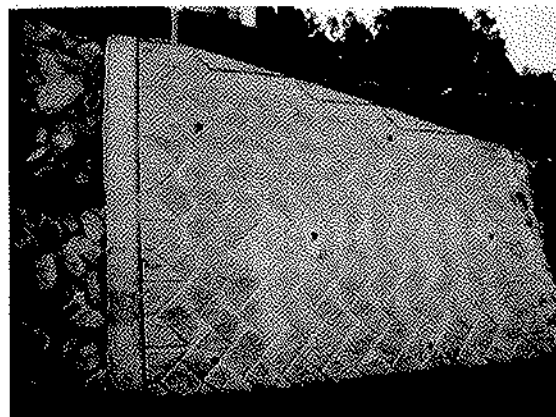


【道路】

(災害時)



(復旧時)



## (3) 土地改良区の推移と現状

## ア 土地改良区の現状

## 統合整備が進み地区数は減少

土地改良区は、一定の土地について土地改良事業を実施することを目的として、土地改良法に基づき設立される公共組合です。農業用施設管理を含む土地改良事業の中核的実施主体と位置付けられており、土地改良事業が地域全体の多数の農家の利害に関係するという公的側面から、強制加入、賦課金の強制徴収等、強い公的機能が与えられています。

管内の土地改良区数は、近年の設立抑制の浸透と統廃合が進んだことから減少傾向にあり、平成 21 年度（2009 年度）末の地区数は平成 11 年度（1999 年度）末に比べ 333 地区（24.4%）減少し、1,035 地区となっています。

面積規模別の割合をみると、100ha 未満の小規模な地区が 51.3%と多く、1 千 ha 以上の大規模な地区は 7.1 と少なくなっています（表Ⅱ－4－23）。

表Ⅱ－4－23 2009 年度末面積規模別土地改良区数

|       | 100ha<br>未満 | 100ha<br>～<br>300ha | 300ha<br>～<br>1,000ha | 1,000ha<br>以上 | 合計    | 区の<br>平均面積<br>(ha) | 1999年度末<br>地区数 |
|-------|-------------|---------------------|-----------------------|---------------|-------|--------------------|----------------|
| 鳥取県   | 44          | 25                  | 26                    | 2             | 97    | 243                | 109            |
| 島根県   | 18          | 7                   | 20                    | 10            | 55    | 658                | 71             |
| 岡山県   | 54          | 35                  | 19                    | 12            | 120   | 435                | 181            |
| 広島県   | 37          | 22                  | 18                    | 9             | 86    | 404                | 140            |
| 山口県   | 61          | 31                  | 20                    | 7             | 119   | 242                | 153            |
| 徳島県   | 84          | 25                  | 17                    | 6             | 132   | 280                | 170            |
| 香川県   | 24          | 40                  | 34                    | 10            | 108   | 656                | 142            |
| 愛媛県   | 105         | 38                  | 27                    | 15            | 185   | 310                | 219            |
| 高知県   | 104         | 22                  | 5                     | 2             | 133   | 90                 | 183            |
| 中国・四国 | 531         | 245                 | 186                   | 73            | 1,035 | 369                | 1,368          |
| 比率(%) | 51.2        | 23.7                | 18.0                  | 7.1           | 100   |                    |                |
| 全国    | 2,379       | 1,229               | 1,029                 | 619           | 5,256 | 520                | 7,137          |
| 比率(%) | 45.2        | 23.4                | 19.6                  | 11.8          | 100   |                    |                |

資料：農林水産省農村振興局土地改良企画課「平成 21 年度土地改良区設立状況等調査」  
なお、全国データについては、「平成 20 年度土地改良区設立状況等調査」

## イ 統合整備の状況

## 統合整備推進の取組は着実に進展

土地改良区の事業運営基盤の強化を図るため、管内の各県（島根県・香川県を除く）では「土地改良区統合整備基本計画（マスタープラン）」を策定し、当該計画に沿って、土地改良区の統合整備の推進に取り組んでいます。

国は、土地改良区の統合整備の支援対策を講じ、市町村単位または水利系統単位に

土地改良区の統合整備を推進することにより事業運営基盤の強化を図る一方、事業等が縮小し解散することが望ましい土地改良区に対しては、土地改良施設の市町村等への移管等と併せて健を通じ解散指導を行いました。

この結果、平成 21 年度（2009 年度）には管内の 2 地区で土地改良区の合併が行われるとともに、10 地区が解散（合併による解散 7 地区を除く）しています。

## ウ 土地改良区の活性化

### 21 創造運動の活動を通じ、地域に愛される土地改良区を目指しています

土地改良区は、農地や農業水利施設等の整備及び適切な維持・保全を通じ、食料・農業・農村基本計画の理念である「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」を図るとともに、それらの活動を通じて農村の豊かな自然や美しい景観を維持し、国土・環境の保全を図るなど、農業農村が持つ「多面的機能の発揮」にも大きな役割を果たしています。

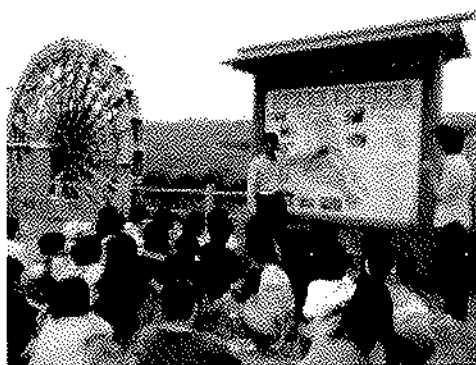
しかし、近年、農村地域の都市化・混住化の進展等により、水路の水質悪化やゴミの投棄等農村環境の悪化が進み、農業農村の持つ多面的な機能が適切に発揮できなくなり、食料生産に大きな影響を及ぼす地域も多くなっています。

このため、農業者だけでなく広く地域住民を対象に、農地や農業水利施設等の役割や農業農村の持つ多面的機能に対する理解を深めてもらうことを目的に、土地改良区では、地域住民や市町村等と連携しつつ、地域一体となった様々な活動を実施する「21 世紀土地改良区創造運動（21 創造運動）」を展開しています。

21 創造運動の事例を紹介しますと、農業水利施設の見学会、農業用水路に沿って地域の歴史等を学びながら歩く「水土里の路ウォーキング」、田植えや稲刈りの農業体験学習のほか、農地・農業用水・歴史・伝統文化等の地域資源を活用した地域づくり（村おこし）、農産物直売への参画等多岐に亘って取組の輪が広がっています。

また、21 創造運動は、地域の子どもの人材育成にも大きく貢献しており、土地改良区の果たす役割は益々重要になっています。

この運動の一環として、土地改良区の愛称を「水土里ネット」とし、地域に愛され、より身近に感じてもらえる土地改良区を目指しています。



## 6 鳥獣被害防止対策の推進

## (1) 野生鳥獣による農作物等被害の状況

## 被害金額はやや減少傾向、イノシシによる被害が依然として深刻

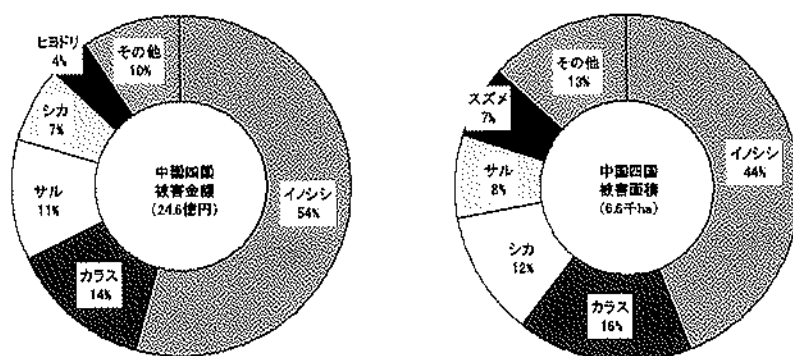
野生鳥獣による農林水産業被害は、中山間地域を中心に深刻な問題となっており、これらの被害は、収益性の低下を招くのみならず、農業者の生産意欲の減退に伴う耕作放棄など、農山村や集落機能の維持・存続にも影響を与えることから、被害防止対策への取組の強化が重要な課題となっています。

平成20年度（2008年度）における鳥獣による被害金額は全体で約24.6億円となっており、その割合を見ると、イノシシが54%と最も高く、次いでカラス14%、サル11%となっています。被害面積は6.6千haとなっており、被害金額と同様イノシシの割合が高くなっています（図Ⅱ-4-23）。

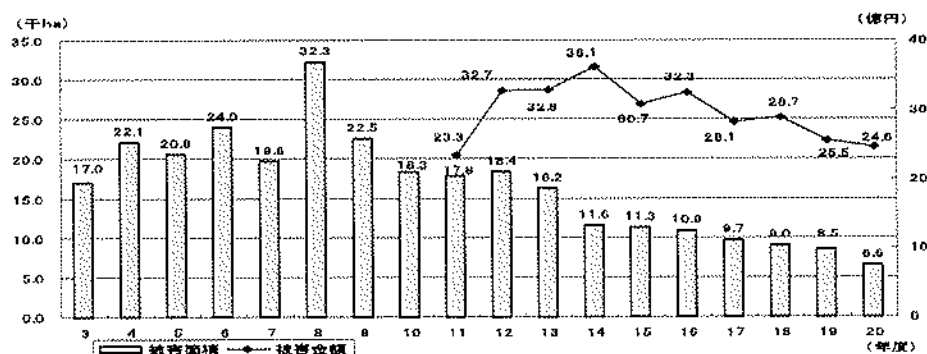
被害の推移をみると、被害金額、被害面積ともに減少傾向にあるものの、依然として中山間地域を中心に深刻な問題となっています。（図Ⅱ-4-24）。

また、最近では、平坦部における被害やアライグマ等の外来生物による被害も目立ってきています。

図Ⅱ-4-23 被害金額及び被害面積（2008年度）



図Ⅱ-4-24 中国・四国地域における鳥獣被害の推移（農作物）



資料：農林水産省生産局調べ

注：被害金額の調査は平成11年度から実施。

## （２）鳥獣被害防止への取組

管内における特徴的な鳥獣被害防止対策として、町村をまたがった広域で協力して被害対策を実施した取組や、集落ぐるみで獣害対策を実施している取組事例がみられます。

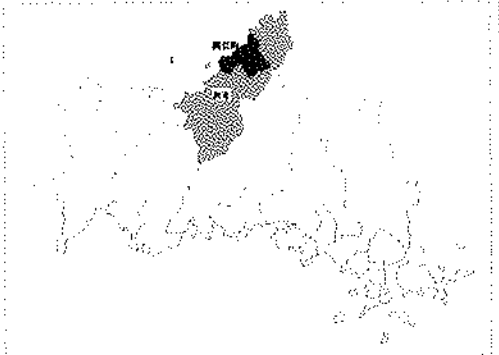
事例：山口県萩市・阿武町の取組「広域での野生鳥獣被害対策について」

阿武町は、萩市の中山間部に囲まれるように位置しており、両市町とも、山間部に県内有数の農地を保有しているため、野生鳥獣とりわけサル・イノシシによる農林産物被害に悩まされています。さらに、萩市ではハナレザルによる人身被害まで発生しています。

こうした背景から、より効率的かつ効果的な成果を上げるために両市町が連携して、平成 20 年（2008 年）8 月 6 日に広域協議会を設立し、鳥獣被害防止総合対策事業を活用した被害防止対策を講じることとしました。

当協議会では、「捕獲」、「追い払い」、「侵入防止」の 3 点を柱とした総合的な施策を展開することとし、特に被害が顕著であるサルとイノシシについては、捕獲檻を導入し個体数調整を図ることに加えて、パトロールによる農地や市街地からの追い払いを実施するとともに、農地への野生鳥獣の侵入を防止するイノシシ用金網フェンスとサル用電気柵を整備しています。また、カワウやサギによるアユの食害に悩まされている河川では、テグス張りや追い払いを実施しています。

今後については、当該事業を活用し、両市町境に位置する集落でモンキードッグ養成事業にも取り組む予定です。



## （３）農政局の取組

### ア 鳥獣被害対策関係部局等の連携強化

鳥獣被害防止対策は鳥獣の行動特性を踏まえて、市町村や県域を越えたより広域のかつ総合的な検討が重要であることから、中国・四国各県の農業、林業、環境の 3 部局及び試験研究機関による「中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議」を開催し、防除や捕獲、保護管理等多様な取組による総合的な被害防止対策を検討し、連携を強化しています。

なお、四国地域においては、横断的な広域連携を推進するため、「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク」を平成 20 年（2008 年）5 月 29 日に設立するとともに、現地検討会等を開催し、野生鳥獣の適切な保護管理、効率的な防除のあり方を検討しています（表Ⅱ－４－24）。

また、平成 18 年度（2006 年度）に制定された地域の要請に応じて野生鳥獣の被害対策専門家を紹介する「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」制度について、各種会議、ホームページにより、各県、各市町村等に広く周知するとともに、被害地域とアドバイザーとのマッチングやコーディネートに努めているところです。

表Ⅱ－４－24 中国四国地域の鳥獣対策の連携体制

| 名 称  | 中国四国地区鳥獣被害対策連絡会議                  | 四国地域野生鳥獣対策ネットワーク                                   |
|------|-----------------------------------|----------------------------------------------------|
| 開 始  | 2004年 2 月 9 日                     | 2008年 5 月 29 日                                     |
| 目 的  | 関係行政機関の被害に関する情報共有や連携による被害対策の円滑な推進 | 野生鳥獣に対する効率的な防除及び効果的な被害防止対策のあり方等について検討              |
| 構 成  | 国、中国四国各県農業、林業、環境部局、試験研究機関         | 国、四国各県農業、林業、環境、普及部局、四国地域内の市町村、試験研究、全国の施設製造販売企業、専門家 |
| 主な活動 | 連絡会議：年 1 回                        | 現地検討会等：年数回                                         |

資料：中国四国農政局調べ

#### イ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進

平成 22 年（2010 年）3 月末現在、管内全 204 市町村のうち 150 市町村（約 74%）で作成されています（表Ⅱ－４－25）。

表Ⅱ－４－25 中国四国管内における被害防止計画作成状況

| 都道府県名 | 市町村数 | 被害防止計画作成市町村 |        |         | 4月以降作成予定市町村数 | 合計  |
|-------|------|-------------|--------|---------|--------------|-----|
|       |      | ①           | うち公表済み | うち県と協議中 |              |     |
| 鳥取県   | 19   | 16          | 15     | 1       | 3            | 19  |
| 島根県   | 21   | 19          | 19     | 0       | 0            | 19  |
| 岡山県   | 27   | 15          | 14     | 1       | 10           | 25  |
| 広島県   | 23   | 20          | 20     | 0       | 0            | 20  |
| 山口県   | 19   | 19          | 19     | 0       | 0            | 19  |
| 徳島県   | 24   | 16          | 16     | 0       | 4            | 20  |
| 香川県   | 17   | 9           | 9      | 0       | 1            | 10  |
| 愛媛県   | 20   | 16          | 14     | 2       | 1            | 17  |
| 高知県   | 34   | 20          | 18     | 2       | 14           | 34  |
| 中四局計  | 204  | 150         | 144    | 6       | 33           | 183 |

2010 年 3 月現在

資料：農林水産省生産局調べ

#### ウ 鳥獣害防止総合対策事業の活用による鳥獣被害対策への支援

個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的に実施できる「鳥獣害防止総合対策事業」により、地域の協議会等に対して支援を行っています。なお、管内では、当該事業を活用して 60 地区が被害防止対策に取り組んでいます。

## 7 環境に配慮した食料生産の推進

### (1) 有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進

農業は、食料の安定供給という本来の役割に加え、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、環境と調和しつつ持続的に発展し得る産業といわれています。

しかしながら、肥料や農薬の不適切な使用による環境への影響も懸念されるところであり、環境重視への社会的価値観の変化、食の安全に対する国民の関心の高まりに対応して、持続性の高い農業生産のさらなる推進が求められています。

このような中、平成 11 年（1999 年）10 月に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（以下「持続農業法」という。）に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の使用の低減に取り組む技術を導入する計画を策定し、県知事の認定を受けた農業者を「エコファーマー」として認定し推進し、持続性の高い農業生産を推進し、環境と調和のとれた農業生産の確保を図っているところです。

また、農林水産省では農業者が環境と調和のとれた農業生産を行うための基本的な取組をまとめ、農業者自らが生産活動を点検し、改善に努めるものとして、平成 17 年（2005 年）3 月に「環境と調和のとれた農業生産活動規範」（以下「環境規範」という。）を策定し、環境規範の普及とその取組促進を図っているところです。

さらには、平成 18 年（2006 年）12 月に有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることを目的とした「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」という。）が施行され、平成 19 年（2007 年）4 月には「有機農業の推進に関する基本的な方針」を公表し、国と地方自治体の役割を明確にするとともに、有機農業の推進及び普及の目標の達成に向けた有機農業の取組に対する支援、各県における推進計画の策定と推進体制の整備等により、有機農業の推進も図っているところです。

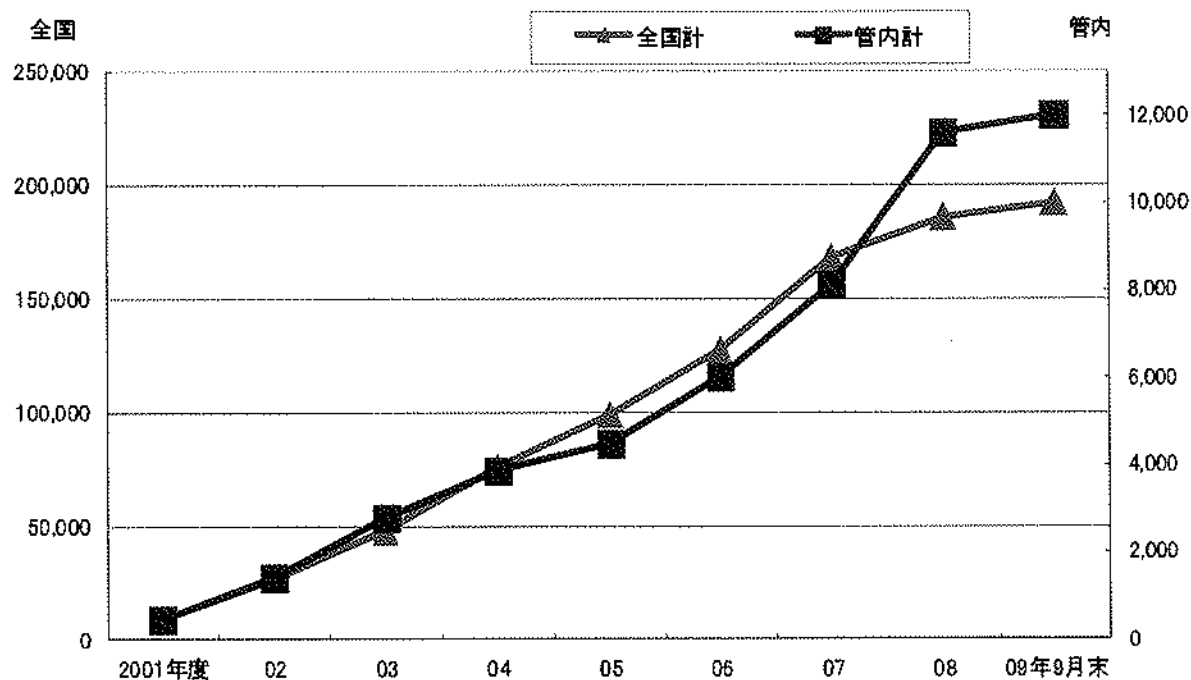
## ア エコファーマーの認定状況

認定件数は 2009 年 3 月末に比べ 435 件増加

平成 21 年（2009 年）9 月末現在、中国四国地域で 12,021 件となっており、前年度末（11,586 件）に比べ 3.8%増加しています。

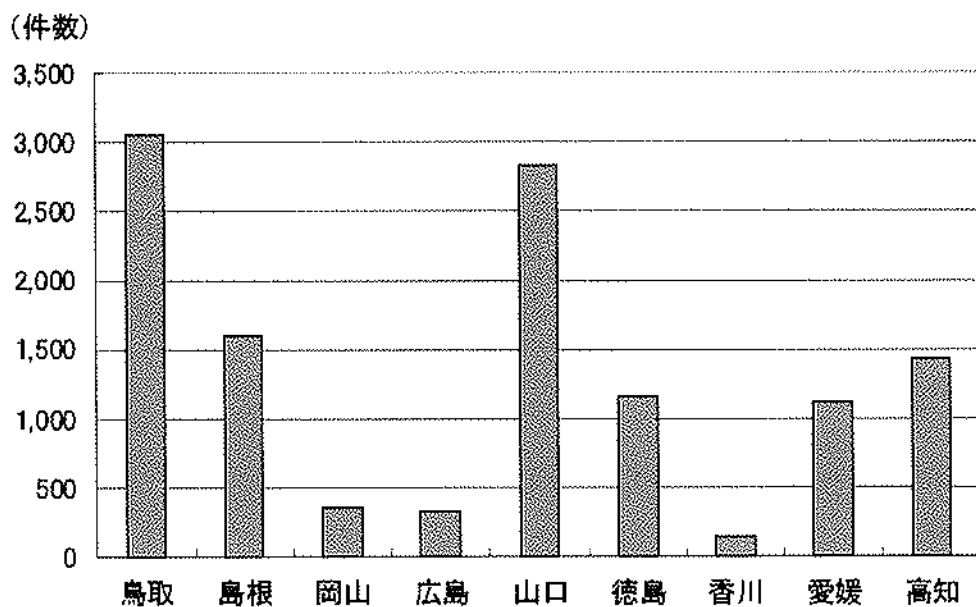
なお、管内の導入計画の中で取組が多い作物は、野菜、水稻、果樹の順となっています（図Ⅱ－4－25、図Ⅱ－4－26）。

図Ⅱ－４－25 全国及び管内のエコファーマー認定件数の推移



資料：農林水産省生産局農業環境対策課調べ

図Ⅱ－４－26 管内のエコファーマーの県別認定件数（2009年9月末現在）



資料：農林水産省生産局農業環境対策課調べ

## イ 有機農業の推進状況

## (ア) 管内各県における推進計画の策定状況

有機農業推進法第7条により、各県は、基本方針に即して、有機農業の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないとされたところであり、平成19年（2007年）7月に岡山県で全国最初の策定が行なわれ、その後各県において順次策定が行われているところです。

| 県名  | 名 称                    | 策定時期         |
|-----|------------------------|--------------|
| 鳥取県 | 鳥取県有機・特別栽培農作物推進計画      | 2007年12月     |
| 島根県 | 島根県有機農業推進計画            | 2008年3月      |
| 岡山県 | 有機農業の推進に関する現行の県計画を一部改正 | 2007年7月      |
| 広島県 | 現在、計画策定に向けて検討中         | 2010年度以降策定予定 |
| 山口県 | 山口県有機農業推進計画            | 2008年3月      |
| 徳島県 | 徳島県有機農業推進計画            | 2009年3月      |
| 香川県 | 香川県有機農業推進計画            | 2009年3月      |
| 愛媛県 | 愛媛県有機農業推進計画            | 2008年3月      |
| 高知県 | 高知県有機農業推進計画            | 2008年5月      |

## (イ) 地域有機農業推進事業による支援

有機農業への参入促進、有機農業に対する理解と関心を増進するための普及啓発、有機農業の振興の核となるモデルタウンの育成及び有機農業の基本となる土づくりの推進を図ることを目的とした地域有機農業推進事業により地域の取組を支援しています。

## 【地域有機農業推進事業（平成21年（2009年）度事業実施主体）】

- 島根県 吉賀町有機農業推進協議会
- 島根県 食と農のインキュベーションのろ NOL0 有機農業推進協議会
- 岡山県 総社市有機農業推進協議会
- 徳島県 徳島有機農業推進協議会
- 徳島県 木頭柚子有機農業推進協議会
- 愛媛県 今治市有機農業推進協議会
- 愛媛県 西予市有機農業推進協議会
- 高知県 高知439国道有機協議会（略称）
- 高知県 高知ものべ川有機農業推進協議会
- 高知県 高知市地域有機農業推進協議会

## 8 農産物等の輸出への取組の支援

### (1) 農産物等の輸出の現状

#### 世界的な不況や円高の影響を受け輸出額は減少

近年、世界的な広がりを見せている日本食ブームやアジア諸国における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが増大しています。

こうした背景のもと、平成 21 年（2009 年）12 月 30 日に閣議決定した新成長戦略の基本方針において、農林水産物・食品の輸出額を平成 32 年（2020 年）までに 1 兆円水準を目指す目標が掲げられました。

我が国の農林水産物等の輸出については、平成 16 年（2004 年）から毎年前年比 10 %を超える順調な伸び率を示し、平成 19 年（2007 年）には 5,160 億円に達したところ です。

しかしながら、平成 20 年（2008 年）秋以降続く世界的な不況や円高の影響を受け、平成 21 年（2009 年）の輸出額（速報値）は 4,463 億円と減少しています。

### (2) 農政局の取組

#### 農林水産物・食品の輸出拡大に向けたセミナー等の開催

##### ア 農林水産物・加工食品等輸出オリエンテーションの会の開催

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、国内外からの輸出促進サポーターを講師として、アジアの最新のマーケット情報をテーマにしたセミナーを開催するとともに、展示・商談会を実施（平成 22 年（2010 年）1 月 25 日岡山市）しました。

セミナーには 100 名の参加があり、また、海外バイヤー 4 社、国内バイヤー 7 社による商談会には 30 業者の参加がありました。



セミナー風景



商談会風景

### イ 中国四国地域農林水産物等輸出促進セミナーの開催

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、輸出促進セミナーを実施（徳島県会場：平成 21 年（2009 年）12 月 11 日徳島市、愛媛県会場：平成 22 年（2010 年）3 月 3 日松山市）しました。東南アジアを中心とした最新の海外のマーケット情報をテーマにしたセミナー（徳島市）には、53 名の参加がありました。また、シンガポールの最新の消費動向をテーマにしたセミナー（松山市）には 64 名の参加がありました。



輸出促進セミナー風景



商品提案会風景

### ウ 観光振興施策と連携した輸出促進の取組

国土交通省所管のビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業の一環として、運輸局等の主催により開催された「2009 中国地方国際観光ビジネスフォーラム」（平成 21 年（2009 年）11 月 12 日松江市）では、中国運輸局と中国 5 県及び愛媛県と連携し、輸出志向のある農産物や加工食品等を、中国、韓国、台湾及び香港からの招聘者（60 名）へ、効果的に PR できるよう展示し、併せて当該食品等の試食を実施しました。



展示風景



試食風景

また、「四国インバウンド・フェア 2009」（平成 21 年（2009 年）11 月 19 日高松市）では、四国運輸局と四国 4 県と連携し、輸出志向のある農産物や加工食品等を、中国、韓国、台湾及び香港からの招聘者（32 名）へ、PR できるよう展示し、併せて

試食会を実施しました。



展示風景



試食風景

### （３）管内地域の取組

#### 管内農林水産物等の輸出に関する動き

中国・四国管内では、鳥取県の二十世紀梨、島根県のお米（きぬむすめ、ヘルシー元氣米）・牡丹苗、岡山県の白桃・ぶどう、広島県のカキ・なし、山口県のふぐ、徳島県のなると金時、香川県のみかん・盆栽、愛媛県のみかん・ハマチ等で商業ベースの輸出が行われています。

併せて、高知県のグロリオサ等、管内の各県において商業ベースの輸出を目指した取組が行われています。

#### 農政局ホームページ「農林水産物等の輸出促進対策」

中国四国農政局の輸出に関する取組や関連情報等を紹介。

アドレス：<http://www.maff.go.jp/chushi/sesaku/export/index.html>

## 9 農業技術の研究開発と普及

### (1) 管内の農業研究の推進状況

地域における農業研究の推進にあたっては、行政部局と試験研究部局との連携を強化し、地域の技術的課題を把握するとともに、県間連携などの取組により、限られた研究資源を有効に活用することが重要です。

農政局では、管内各県の行政機関、試験研究機関、特定非営利活動法人等と協力し、管内の農業研究の推進を図っています。

### (2) 地域研究・普及連絡会議の開催

#### 地域農業研究に関する技術的課題等の把握

農林水産省では、研究成果の創出、その成果の早急な普及・実用化を図るために、農政局単位で「地域研究・普及連絡会議」を設置し、行政部局と試験研究部局との連携強化を図っています。

農政局では、平成 19 年度（2007 年度）から、管内各県の行政機関及び試験研究機関、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター等の参画のもと、「中国四国地域研究・普及連絡会議」を設置しました。

生産現場における技術的課題の収集・とりまとめ、「農業新技術 200X」<sup>1</sup>の候補となる研究成果の選定、研究資源の有効活用等の地域研究の直面する課題等の検討を行っています。

### (3) 技術フェア等の開催

#### 産学官連携による農業分野の研究開発の推進

農政局では、農林水産省の競争的資金制度を、地域の民間企業、大学、公的試験研究機関等に広く周知するため、2010 年 1 月に競争的資金制度の説明会を開催しました。

また、中国四国地域において、農林水産業及び食品産業の先端・先進技術に関する情報の収集・提供、技術ニーズのコーディネートによる共同研究・技術開発の推進及び研究成果の情報発信等を行うために設立された NPO 法人である「中国四国農林水産・食品先進技術研究会」と連携して各種セミナー等を開催しております。平成 21 年度（2009 年度）は、11 月及び 12 月に「競争的研究資金等への研究課題検討会」を開催、また、12 月には広島市において「中国四国地域アグリビジネス創出フェア」を開催し 32 機関から研究成果等の出展がありました。

<sup>1</sup> 農林水産省では、農業関係の試験研究機関による農業技術に関する研究成果のうち、早急に生産現場への普及を推進する重要なものを「農業新技術 200X」として毎年選定し、その普及推進を図っています。

## 10 知的財産の創造・保護・活用

## (1) 知的財産の創造・保護・活用に向けた取組

## 知的財産相談窓口の設置

「農林水産省知的財産戦略」に基づき農林水産分野の知的財産の創造・保護・活用を促進する観点から、農政局に「知的財産相談窓口」を設置し、農林水産業関係者からの知的財産に関する相談・質問に対応しています。

## (2) 地域ブランド化に向けた取組

## 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業

平成20年度（2008年度）から、地域の特性を生かした農林水産物・食品の高付加価値化を目的とした農林水産物・食品地域ブランド化支援事業を実施し、商品の品質向上、生産体制の整備、効果的なマーケティング、品質や名称の管理などの一連の取組を支援しています。管内では7地区（4県）で事業を活用した取組を行っています（表Ⅱ-4-25）。

表Ⅱ-4-25 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業の取組概要

|             | 事業実施主体        | 対象品目                                    | 取組概要                                                        |
|-------------|---------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 広島県<br>世羅町  | 世羅高原6次産業推進協議会 | 赤なし                                     | 「世羅産の赤梨」を使った加工品開発や、ブランド形成に取り組み、最終的に世羅町産農畜産物のブランド化を図る。       |
| 広島県<br>廿日市市 | 大野漁業協同組合      | 一粒かき「安芸の一粒」、<br>「厳嶺」                    | 独自の養殖方法にこだわった「安芸の一粒」「厳嶺」のブランド化に取り組む。                        |
| 山口県<br>長門市  | 深川養鶏農業協同組合    | 長州黒地鶏                                   | 生産基準を作成し、山口県産オリジナル地鶏「長州黒地鶏」のブランド化に取り組む。                     |
| 愛媛県<br>愛南町  | 愛南漁業協同組合      | 「愛南日帰りかつお」とそのシリーズ化                      | 水揚げしたその日に販売されるかつおなど魚介類の新鮮さをアピールし、商品ブランドの確立を図る。              |
| 愛媛県<br>全域   | えひめ愛フード推進機構   | 媛っこ地鶏（鶏肉）、<br>あまおとめ（いちご）、<br>伊予美人（さといも） | 「媛っこ地鶏」「あまおとめ」「伊予美人」の3品の評価・認知度の向上に取り組み、「愛」あるブランドの信頼性の向上を図る。 |
| 愛媛県<br>今治市  | 越智今治農業協同組合    | はれひめ（中晩生相模類）                            | 主力産品である「はれひめ」の評価・認知度の向上に取り組む。                               |
| 高知県<br>四万十町 | （株）四万十ドラマ     | ISO野菜の加工品づくり                            | 生産方法にこだわった安全安心な野菜に付加価値をつけ、地域ブランド化に取り組む。                     |

資料：中国四国農政局調べ

農政局ホームページ「農業における知的財産相談窓口の設置」

<http://www.maff.go.jp/chushi/iken/titekizaisan.html>